

○議事日程

令和6年9月19日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1 番	広瀬 恵理子 君
2 番	加藤 雅浩 君
3 番	長谷川 淳 君
4 番	村山 博司 君
5 番	松本 暁大 君
6 番	三宅 祐司 君
7 番	松原 浩二 君
8 番	櫻井 明 君
9 番	渡邊 憲司 君
10 番	木下 美津子 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教 育	長	野原 弘康 君
会 計 管 理	者	小関 久志 君
総 務 部	長	堀場 康伸 君
総 合 政 策 部	長	安田 悟 君
福 祉 部	長	岩田 恵司 君
土 木 部	長	井上 哲也 君
住 民 部	長	小野木 崇夫 君
総 務 課	長	服部 貴司 君

財 政 課 長 記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 三 輪 学
書 記 西 脇 信一郎

開議

午前10時00分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本日の議事録署名議員には、会議規則120条の規定により、議長において5番 松本暁大議員、6番 三宅祐司議員の両君を指名します。

第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） 皆様、おはようございます。

10番議員 木下でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

通告に従い、3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、児童・生徒のプライバシーや心情に配慮した学校での健康診断についてお伺いをいたします。

学校での健康診断について、文部科学省は、児童・生徒のプライバシーに配慮した実施環境の考え方を今年に入り示しました。健康診断について、これまでは服装などに特に定めはなく、地域や学校によって運用が異なっておりました。近年、児童・生徒や保護者から上半身裸での受診を不安に思う声が上がっていて、今回の通知では、プライバシーや心情に配慮し、正確な検査、診察に支障のない範囲で、原則体操服や下着、タオルで体を覆うよう求めました。

学校側の運用では、男女別に実施する、そして囲いやカーテンなどで個別スペースを用意する、そして児童・生徒と同性の教職員が立ち会う、また待機時は体操服やタオルなどで体を隠せるようにするといったことを具体的に示されました。そして、原則着衣のままの健康診断でよいとのことでした。

しかし、一方では、着衣のままでは正確な検査、診断が困難との懸念の声です。それは成長期に大切な背骨の状況や病気、そして心臓の異常など、正確な検査、診断には視触診の実施が不可欠な場合もあるとの意見があることです。こうした意見もあることを私も承知しております。

そこでお伺いをいたします。

1つ目、岐南町の小・中学校においての健康診断は、現在、どのように実施、対応されておられますか、お聞かせください。

2つ目、現状の運用の中での課題、問題点があればお聞かせください。

3つ目、保護者の理解、また医師会との連携等、推進する上での課題等あれば、お聞かせください。

以上で、1項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） おはようございます。

木下議員の1項目め、児童・生徒のプライバシーや心情に配慮した学校での健康診断について1番目のご質問、岐南町の小・中学校においての健康診断での現場での対応についてお答えをいたします。

児童・生徒の定期健康診断については、学校保健安全法第13条において、学校においては、毎学年定期に児童・生徒等の健康診断を行わなければならないとあり、各学校では法に基づき、6月30日までに健康診断を終えるよう計画しております。検査内容は身長及び体重、栄養状態をはじめとして、学校保健安全法施行規則第6条にございます全11項目の検査を確実に実施することで、児童・生徒の心身の健康の保持、促進を図っております。

特に、心電図につきましては1回目から標準12誘導心電図を実施していることであるとか、あるいは尿検査については判定委員会後に再検査等の通知を出し、第2次検査まで実施していること、脊柱側弯症の早期発見、並びに運動器検診も丁寧に実施をしております。

さて、議員ご指摘の環境整備につきましては、令和6年1月22日付で、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施のための環境整備についての通知がございました。別紙にありました環境整備の考え方については、その具体が示されて

おります。教育委員会及び郡内の養護教諭部会にて、これを基に正確な検査、診察を実施するとともに、児童・生徒等にプライバシーや心情に配慮するための対応について検討をいたしました。そして、各学校と学校医の間でどのような配慮ができるのかを合意形成したものを、定期健康診断の実施についてという文書にて、保護者に配付、周知をいたしました。

その文書には、特に留意が必要な検査項目についてと検査・診察における対応についてを示しておりますが、特に後者については、大きく4点ここでご紹介します。

立会いは養護教諭や同性の教員になるよう配慮すること。囲いやカーテンによる検査・診察のスペースを配慮すること。必要に応じて体操服の下から視触診をしたり、下着の下から聴診器を当てたりする場合は児童・生徒に承諾を得ること。体操服をめくる場合は養護教諭が行うこと。さらに女子中学生に対しては、検診の意義や服装についてプリントを活用しながら説明し、理解を図っているところでございます。

羽島郡二町の学校では、これらのことを行い、プライバシーや心情に配慮するとともに、適切な健康診断が実施されるように努めております。

続いて、2番目のご質問、現状の運用の中で課題、問題点等についてをお答えいたします。

今年度は現状の運用の中で、正確な診察とプライバシーや心情への配慮を両立した対応に努めてまいりました。実際の検診を終え、プライバシーを守ること大切だが、信用のみで確認することについて若干の心配もある、児童・生徒の今後の健康状態について注視する必要もあるとの考えもございます。

当町の児童・生徒数が多い学校ですと、1人の学校医で700人以上を限られた時間で検診していただいております、大変ご無理なお願いをしているところでございます。そうした中ではございますが、令和5年度のデータから心臓の疾患や、あるいは尿たんばくの検出等において、2次検査につなぐことや医療との連携を図ることが全国に比べ、きめ細かく行われていると認識をしております。

最後に、3番目のご質問、保護者の理解、また医師会との連携等を推進する上での課題等についてお答えをいたします。

今回のプライバシーや心情に対する配慮については、羽島郡では通知の内容を医師会を通じて周知いただいておりますので、学校と学校医、双方の理解の下、連携を図りながら進めることができました。

また、診断という点では、諸検査を業者に任せるだけではなく、学校医の連携、協力を得て、より正確な指導へとつないでおります。例えば、尿検査の結果については岐阜市・山県市・もとす・羽島郡合同学校腎臓検診判定委員会を実施し、広域の学校

医の協力を得て、一人一人の症状の分析やその後の指導につないでおります。

今後も児童・生徒の健康の保持・促進に向け、適切な検診がなされるよう対応してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございました。

では、2項目めの質問に移らせていただきます。

2項目めは、こども家庭センター設置計画について伺いをいたします。

2022年改正の児童福祉法に基づき、今年度からこども家庭センターの設置が自治体の努力義務となりました。5月時点での全国の設置状況は50%余りで、岐阜県におきましては、42市町村中27市町村が設置しているようでございます。

従来の子育て世代包括支援センターは母子保健機能を担い、そして全国でも40%弱の設置数であります子ども家庭総合支援拠点は児童福祉機能を担い、虐待や貧困などの問題を抱えた子供、保護者を支援する組織でございます。こども家庭センターは、母子保健と児童福祉に関する相談支援を一体的に担うところとしております。出産前から子育て期まで切れ目のない支援を行うことを目的に、母子保健と児童福祉の両機能の連携、協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、一体的な組織として相談する支援を実施するのがこども家庭センターであると理解しております。そして、こども家庭庁は令和8年度末までに、全ての市区町村に設置を目指しているとしております。

そこでお伺いをいたします。

1つ目、とても複雑でちょっと理解しにくいところもありますが、まずはこの私の理解で間違っていないでしょうか。分かりやすく教えてください。

2つ目、岐南町としてこども家庭センター設置に向けての計画、また進めていく上での課題等あればお聞かせください。

以上で、2項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 木下議員の2項目め、こども家庭センター設置計画を問うの1番目のご質問、こども家庭センターの概要について問うについてお答えいたします。

こども家庭センターの目的は、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく漏れなく対応することによってござ

います。

概要につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

その背景につきまして少し付け加えさせていただきますと、平成28年の児童福祉法改正において、児童の身近な場所における福祉的支援を行う市町村の責務が明確化され、母子保健に関する各種の相談に応ずる等の事業を行う子育て世代包括支援センターの設置と、児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行うための子ども家庭総合支援拠点の整備に努めることが定められました。

一方で、核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している中、組織が別であるために連携・協働を行うことや情報共有が困難であるという課題が生じてまいりました。

そのため、子育て世代包括支援センターの持つ母子保健機能と子ども家庭総合支援拠点の持つ児童福祉機能の設立の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、令和6年4月から全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機能として、こども家庭センターの設置に努めることとされたものでございます。

さらに、新たに加わった役割といたしましては、支援を要する子供、妊産婦等への必要な支援内容を組み立て、サポートプランとして作成していくこと、民間団体と連携しながら支援体制の充実・強化を図るために地域資源を開拓していくことなどが挙げられております。

2番目のご質問、岐南町としてこども家庭センター設置に向けての計画、また進めていく上での課題等をお聞かせくださいにつきましてお答えいたします。

現在の岐南町子育て世代包括支援センターは、平成30年4月から開設のほうをされており、当初より保健師等による妊産婦及び児童等に関する相談支援を行う母子保健機能だけでなく、虐待対応を含む児童福祉の相談等を行う児童福祉機能を併せ持ち、既にこども家庭センターとしての機能を兼ね備えております。

その一方で、こども家庭センターの開設に向けては、センター長や統括支援員をはじめ、一体的な相談支援のための職員体制の確保、こども家庭センターを維持していくための人材育成を含めた見通しを持った計画、運営していく上で要綱等を含めた支援体制の整備などの課題がございます。

なお、当町といたしましては、令和7年4月の設置に向けて計画を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございます。

続きまして、3項目めの認知症をより理解するためについてお伺いをいたします。

今年1月に施行されました認知症基本法に基づき、政府はこの秋にも、認知症施策の推進基本計画を策定する方針を示しております。市区町村においても、国・県の計画を踏まえた上で、地域の実情に即した施策推進計画を策定する努力義務が課せられております。

その重点目標は、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症とともに希望を持って生きるという新しい認知症観を打ち出し、地域社会に広めることとしています。年を取れば誰もが当事者になり得る認知症で、多くの認知症は進行性であり、発見が遅れるほど進行速度も加速し、対応が困難になります。

一方で、進行を抑制する薬も開発されていて、早い段階で分かれば薬で症状の進行を抑えられるそうでございます。早期発見と早期診断が大切であります。

過去には痴呆と呼ばれ、誤解や偏見を持たれたイメージもいまだ根強く残っております。何も分からなくなるといった古い認知症観から脱却し、新しい認知症観を地域に浸透させることが大切と考えます。そのためにも、認知症の予防の大切さとともに、全てにおいて、まずは認知症をより理解することが大切であると思います。

そこで、4点お伺いをいたします。

1つ目、2018年2月に岐南町中央公民館におきまして、地元の医師であります日本認知症学会認定専門医の奥村 歩先生の講演を開催し、多くの町民の方が参加されました。また、2019年5月には羽島郡議員総会で、記念講演として認知症の理解と予防について講演をしていただきました。こうした講演を再度開催し、認知症への理解をより深める機会をつくるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目、軽度認知症は改善するとの講義を、具体的に調査、結果も含め講義されるのが可児市の岐阜医療科学大学の薬袋淳子教授でございます。軽度認知症（MCI）の改善にはまず有酸素運動、ウォーキング等ですね、またコグニサイズと言われる運動と認知課題を組み合わせた運動療法です。足踏みをしながら計算とか、しりとりをすとか、そしてまた昨日の3行日記。これ、今日の日記を書くんじゃないで、昨日何をしたかを簡単に3行で書くというね。それが認知症機能の改善にすごい効果があるとされています。こうしたお話を、私は土岐市文化プラザでお聞きいたしました。多くの市民の方たちが参加しておられました。こうした講演をぜひ岐南町でも開催を希望いたしますが、いかがお考えでしょうか。

3つ目、認知症の方に寄り添うケア技術のユマニチュードも、認知症を理解するために大切な技術です。このユマニチュードにつきましては広瀬議員もよくご存知であります。ユマニチュードはフランス発祥の認知症のケア技術で、相手にあなたを大

事に思っていることを、見る、話す、触れる、立つの4つの柱で相手が理解できるように届けるケア技術です。介護の現場で一生懸命にケアしても、相手から拒否されたり、また暴言を受けたりすることがあります。その相手にユマニチュードを実践すると、たった数分で抵抗せず、笑顔でのケアができるようになります。

私はオンラインで日本ユマニチュード学会の本田美和子代表理事のお話をお聞きし、その実践映像も拝見いたしました。ぜひ講演、講座の実施をお願いいたしたいと考えておりますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

4つ目、昨年9月実施の認知症希望大使を招いての講演は私も参加させていただきました。認知症のご本人と奥様とサポーターの方が付き添われての講演でした。その日はご本人の状態が通常とは異なっていたようで、奥様とサポーターの方がそれぞれに対応され、認知症はその日その日、本人の状況が異なることをリアルに見聞できました。認知症希望大使の講演は次年度以降の継続も考えているとのことでしたが、今後の開催はどのように予定されておられますか、お聞かせください。

これで3項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 木下議員の3項目め、認知症をより理解するために、についての1番目のご質問、認知症学会、認知症専門医の再度講演を開催する考えは及び2項目めのご質問、軽度認知症は改善するとの講義の開催をについては関連性がございましたので、まとめてお答えのほういたします。

平成30年2月24日に開催いたしました岐南町介護予防講演会の講師として、奥村歩先生を招聘いたしました。「脳神経外科医が教えるボケない技術（テク）」をテーマにご講演いただき、大変多くの町民の方が参加をいたしました。参加者からは認知症やその予防に対する正しい知識を学ぶことができたなどの多くの声があり、非常に好評でございました。

また、可児市の岐阜医療科学大学の葉袋淳子教授につきましては、認知症に移行させないための研究に精通した権威であり、主に中濃、東濃圏域で健康講座、認知症予防講座等の講師としてご活躍中であられます。

町では、これまで認知症の普及啓発に当たり、毎年11月に岐南町、笠松町及び羽島郡医師会が主催で介護の日フェアを開催し、その中で認知症に対する理解を深めるための啓発活動を継続してまいりました。今年度の介護の日フェアは、11月17日に岐南町中央公民館で開催することが決定しており、認知症を題材とした映画上映及びVRゴーグルを使用した認知症体験コーナーの設置などを計画し、認知症の正しい知識の

普及と理解の促進を図る予定ですので、ぜひご参加ください。

今後、認知症や認知症予防の正しい知識を学ぶ認知症専門医による講演及び軽度認知症の改善について学ぶ講義を開催するについては、羽島郡医師会においても何人かの認知症専門医が見えますし、岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜聖徳学園大学短期大学部、岐阜聖徳学園高等学部とは学官連携の協定を締結しておりますので、それぞれのテーマに合わせた適任者を選定した上で、講演や講義を実施できるよう検討してまいります。

続きまして、3番目のご質問、認知症の方に寄り添うケア技術「ユマニチュード」の講演、講座の実施の考えについてお答えします。

ユマニチュードは、先ほどもお話がありましたように、認知症の人に優しさを伝えるコミュニケーション技術を指し、あなたのことを大切に思っていますと伝えるための技術や、認知症の人に確実に情報を伝えるための技術等を学ぶ日本ユマニチュード学会より普及啓発が図られているコミュニケーションの技術を指します。

現在、認知症により、理解をするための事業といたしましては、岐南町社会福祉協議会に委託して実施しております認知症地域づくり等運営事業がございます。この事業の中で認知症に関する知識の普及啓発に関すること、認知症に関する相談、関係機関との連携に関すること、認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座に関すること、その他認知症に関する勉強会、研修会等に関することなどを実施しております。

認知症の方へのコミュニケーション法やケア技術には、議員ご指摘のユマニチュードのほかに、認知症の方の言動や行動を意味あることと捉え、認め、受け入れるバリエーション法や、認知症を持つ人を一人の人として尊重し、その人の立場に立って考えケアするパーソン・センタード・ケアといった一般的な手法があり、認知症サポーター養成講座等で、認知症の方への基本姿勢や具体的な対応を学ぶ場におきましては、これらの手法を参考に講義を行うことができておりますので、現時点におきましてはユマニチュードに限定した講演、講座を実施する考えはございません。

続きまして、4番目のご質問、昨年9月実施の認知症希望大使を招いての今後の講演予定はについてお答えのほういたします。

昨年9月30日に岐阜県認知症希望大使の林田光一様と妻の純子様をお迎えし、岐南町認知症ミーティングと題し、認知症と共に生きる当事者とご家族のお話をお聞きしました。

認知症希望大使につきましては、令和元年度に全国版の希望大使が創設され、令和6年3月末で全国版希望大使が7名、地域版希望大使が21都道府県で68名、希望大使

として活躍しており、岐阜県におきましては3名の希望大使の方が活動のほうをしておみえになります。今年度も岐阜県におきましては、新たな大使が委嘱され、この9月27日に委嘱式と講演会が県で開催されますので、職員を出席させることにしております。

認知症希望大使を招いた講演につきましては、昨年度に引き続き講演会という形式での実施のほうも考えておりましたが、より身近に、そして気兼ねなく認知症希望大使やその家族の方に、個別で認知症本人及び家族が悩みを直接聞いてもらえる機会を提供できるよう、本人ミーティングの形式で行うことを思料しており、今年度中に開催できるよう、現在準備のほうを進めております。

いずれにいたしましても、希望大使の認知症になってからも自分なりに歩んでいることを知ってほしい、できることがある、自分らしく楽しく生きていけることを知ってほしい、自分の経験や体験を伝えることで、次に続く人が自分と同じような苦勞をせずに、もっと笑顔で人生を送ってほしいという強い思いを伝える場を設け、認知症になっても尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに推進してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1 番 広瀬恵理子議員。

○1 番（広瀬恵理子君） 1 番議員 広瀬でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、大きく2項目を分割質問方式にて質問させていただきます。

1 つ目、防犯カメラの設置について。

近年、防犯カメラの普及に伴い、防犯カメラの画像が犯行状況や犯人像の確認等、様々な場面で活用されています。

令和5年度岐阜県警察市町村別刑法犯包括罪種別発生状況によりますと、岐南町が県内で3番目に刑法犯の遭遇率が高いという結果が出ています。

現在、岐南町に設置されている防犯カメラは22基です。これは決して多い台数とは言えませんが、年間3基ペースで設置されているとのことで、今後も危険箇所や必要箇所に応じて設置基数が増えていくものと考えられます。

外出が増える長期休みは、子供だけで遊びに行くときはもちろん、親と一緒に出かけたときであっても犯罪に遭遇する危険が高まります。仮に人目が多い場所であっても油断は禁物です。不特定多数の人が出入りできる場所だからこそ、犯罪が起こる、犯罪に遭遇する危険が高まります。公衆トイレの近くにある公園のベンチなどは、子供がトイレに入ることを確認できる場所としても挙げられています。保護者にとっても目が届く場所であると同時に、犯罪者にとっても子供の様子を把握できる危険な場

所となっています。

子供が小学生に上がるまでは、基本的に親と一緒にいることが多いですが、小学生になると子供だけで遊んだり、塾や習い事に行ったりするなど親の目が届かない時間が増え、活動範囲が広がっていくことにより、危険も同じように増すことから、保護者は常に子供が安全に過ごせているか心配しています。そんなときに防犯カメラが設置してあるというだけでも犯罪抑止になり、保護者や子供たちにとっての安心材料になると考えます。子供たちの安全・安心を守るため、ライフステージやライフスタイルに合わせた防犯を考えていただければと思います。

以上のことから、3点質問いたします。

1つ、防犯カメラの設置に対する町民の意見はどのように取り入れていますか。

2つ、現在、年間3基ペースでの設置をされているとのことですが、設置ペースや台数を増やすお考えはありますか。

3つ、今後の計画の中に、未設置箇所の通学路や公園、広場、屋外トイレの出入口付近等に優先的に設置するお考えはありますか。

以上です。ご答弁よろしくお願い致します。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 広瀬議員の1項目め、防犯カメラ設置についての1番目から3番目につきましては関連いたしますので、一括でお答えをさせていただきます。

防犯カメラ設置事業につきましては、犯罪抑止効果が高いことやボランティアによる見守り活動を補完する目的で、令和元年度より実施いたしております。カメラの設置場所においては、直接町民の皆さんからの意見はお聞きしておりませんが、教育委員会や警察の意見を聞きながら、犯罪が起これる危険箇所を選定し、公園、通学路、名鉄岐南駅や地下道などに設置をしております。

設置数におきましては、令和元年度より毎年3基ずつ町内の犯罪の温床となる危険箇所に設置し、現在は22基が設置されております。

防犯カメラは広域的に設置し、死角をなくすことにより大きな効果を発揮することから、今後の設置場所については、議員ご指摘の犯罪が発生しやすい場所などについては、積極的に設置していく必要があると認識しております。今後につきましても、基本的には毎年3基ずつ逐次設置する方向であります。今後の犯罪発生等の状況に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1番 広瀬恵理子議員。

○1番（広瀬恵理子君） 1番議員 広瀬です。

議長のお許しを得ましたので、2点再質問させていただきます。

1 点目、設置場所の町民への周知はどのようにしていますか。

2 点目、年間3基ペースでの設置が行われていますが、町が目標とする設置基数はありますか。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 広瀬議員の1項目め、防犯カメラ設置についての再質問についての1番目の、設置場所の町民への周知はどのようにしていますかについてお答えさせていただきます。

町民の皆様は、カメラがどこに設置されているかを周知することで、カメラが設置されている区域では犯罪などを未然に防ぐ効果が期待できます。一方で、カメラが設置されていない区域では、犯罪が発生するリスクが高まるのではないかと不安を与えてしまいます。また、逆に設置場所を特定しないことで、より広範囲で犯罪抑止効果が期待できることから、町といたしましては設置場所の周知をしていく考えはございません。

2番目の目標とする設置基数はありますかにつきましては、犯罪抑止のためには、地域の防犯活動や見守り活動などの自主防犯活動が重要であり、防犯カメラはあくまでこれらの活動を補完するためのものと考えております。よって、ただ単に数を増やすだけでなく、効果的な防犯体制を構築することが重要であり、目標とする設置基数は特にはございません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1番 広瀬恵理子議員。

○1番（広瀬恵理子君） 1番議員 広瀬でございます。

議長のお許しを得ましたので、2項目めの質問に入らせていただきます。

2つ目、児童虐待相談対応についてです。

2023年度、岐阜県内の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は、前年度比1.5%増しの2,725件で過去最多となりました。

児童虐待防止法では、心理的、身体的、性的虐待とネグレクトの4種類を虐待行為と定めています。虐待と聞くだけで胸が苦しくなりますが、身近なところで起こっているのも事実です。専門家の間では、虐待という言葉の代わりにマルトリートメント、通称マルトリと呼ばれていまして、不適切な養育や関わりという意味を持つんですけども、この柔らかい表現を使うことが提案されています。具体的にマルトリとは、どなる、ほかの子と比較する、子供の前での夫婦げんかなどが挙げられており、これらの行動は子供のストレスを増し、子供の感情のコントロールが難しくなり、心や脳に影響を与える可能性があると言われております。

岐阜県は今年度、マルトリ予防に取り組んでいく予定です。

子供の頃に受けた虐待が心の傷となり、大人になってからも人間関係を築くことが困難であったり、生きづらさなど悪影響が出ることもあると言われています。

児童虐待相談件数の増加には次の背景が考えられます。

通報意識の向上。学校や医療機関、地域社会での児童虐待に対する意識が高まり、疑わしいケースがより積極的に通報されるようになった。次に、法制度の強化。児童虐待防止法などの法改正により、通報義務が強化され、関係機関が迅速に対応する体制が整えられた。次に、社会的要因。家庭内のストレスや経済的困難、親の精神的健康問題などが増加し、これが児童虐待のリスクを高める要因となっています。最後に、デジタル技術の進展ですね。SNSやインターネットを通じての虐待の兆候を早期に発見しやすくなっています。これらの相談経路につきましては、警察が最も多く899件、次に学校の533件、次いで市町村で485件となっています。

今回、児童虐待相談件数が過去最多だったということは憂慮すべき事態ではありますが、発見と救済のシステムが増えたことにより、一人でも多くの子供の心や命を救うことにつながったと捉えることもできます。誰もが自発的に相談するということは簡単にできる話ではないですが、少しずつでも変わっていくことを願い、4つ質問させていただきます。

1つ目、相談件数の増加に対する対応策はどのように行っていますか。

2つ、相談を受けた後の具体的な流れはどのように対応されていますか。

3つ、町民が児童虐待を発見した場合の通報方法について、どのように周知され、またプライバシー配慮はどのようにされていますか。

4つ、相談を受けやすい環境を構築するために、町独自での取組はありますか。

以上です。答弁よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 広瀬議員の2項目め、児童虐待相談対応についての1番目のご質問、相談件数の増加に対する対応策はどのように行っていますかと、4番目のご質問、相談を受けやすい環境構築をするために、町独自での取組はありますかについては関連していますので、併せてお答えのほういたします。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、毎年過去最多を更新しており、子供の命が失われる痛ましい事件が後を絶ちません。それは当町においても例外ではなく、子育ての大変さを家族や周囲に分かってもらえず、苦しみ、孤立した末に子供を虐待してしまう親が決して少なくないのが実情でございます。これに対し、国は児童福祉法の改正を重ね、子育て世帯に対する包括的な支援のために体制強化を行ってまいりました。

当町では、平成30年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師、保育士、心理士、助産師などの専門職を配置することで、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する体制を整えてまいりました。職種が連携することにより、相談対応の幅が広がり、多様かつ複雑な相談に対して余裕を持って対応することができるようになりました。また、子供に対する必要な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点としての機能を子育て世代包括支援センターに一体的に整えることにより、虐待リスクを早期に把握し、関係機関との適切な連携を図りつつ、対応を行うことができております。

議員ご指摘のとおり、児童虐待に対する意識の高まり、法改正に伴う関係機関との連携強化、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の認知などにより、虐待相談対応件数が増加のほうをしております。その背景として幾つかの要因を挙げることはできますが、それを単に憂慮すべき事態と捉えるのではなく、困っている子供や家庭の兆候をいち早く捉え、支援に向けて動くことができるよう対応しているところでございます。

具体的な取組といたしましては、生後4か月から5か月児を対象とした乳児健康診査と1歳6か月児健康診査の際、マルトリートメントを予防するための啓発チラシのほうの配付がございまして、問診票や検診時の様子のほうから、困り感を抱く保護者には保健師との面談を通じて聞き取り、相談につなげております。特に、子供のイヤイヤ期の対応に困っている保護者は少なくなく、たたいてしまいそう、どなってしまったなどの訴えに耳を傾け、チラシを読みながら対応を知っていただくためのツールとして活用をほうをしております。

また、相談を受けやすい環境づくりに努めております。センター内に相談の秘密を守るための相談室や、親子で遊びを通じての交流できる部屋を設けております。待合室には、子育てに役立つ行政情報や地域の情報を掲示するコーナーを設け、チラシやパンフレットを自由に手に取っていただくことができます。来庁した子供や保護者に親しみを感じていただけるよう、壁面には手作りの装飾を施し、立ち寄りやすい雰囲気づくりを大切にして、相談の受けやすい環境構築のほうを図っております。

2番目のご質問、相談を受けた後の具体的な流れについてどのように対応されていきますかについてお答えのほうをいたします。

要支援児童等への支援事業におけるこども家庭相談の流れにつきましては、国が定めるこども家庭センターガイドラインに示されております。

こども家庭相談の受付経路は2つに大別されます。1つ目は、気になる子供や気になる妊婦、養育者についての相談や通告の受理であり、2つ目はポピュレーションア

アプローチとしての乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、伴走型相談支援の面談、保育・学校教育における家庭訪問等での気になる子供や気になる妊婦、養育者への気づきになります。特に後者は、被害を受けている子供が自ら声を上げにくいという特性に対し、早期発見、早期対応だけでなく、虐待の発生予防に向けたアプローチとなり、重要視のほうをされております。

相談、通告を受けた後の当町で把握している情報を基に、受理会議のほうを行います。受理会議後、緊急に児童相談所に送致すべくケースは速やかに児童相談所へ送致、引き続き町での対応を検討すべきケースにつきましては、方針の決定に当たり、必要な情報を把握するための調査のほうを行います。その後、調査の結果を踏まえたアセスメントを基に、必要な対応の判断、支援を行います。

最後に、支援を実施した後の子供の日常的な接点を有する保育所、学校等を通じ、子供と家庭の状況変化を随時把握しながら、定期的に行う要保護児童対策地域協議会の会議の中でケースの進行管理、終結の適否を判断する対応となっております。

3番目のご質問、町民が児童虐待を発見した場合の通報方法について、どのように周知され、またプライバシーの配慮はどのようにされていますかについてお答えのほうをいたします。

児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）は、虐待かと思ったときなど、すぐに児童相談所に通告、相談ができる全国共通の電話番号となっております。町では、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、町広報誌を通じて児童相談所虐待対応ダイヤルの周知のほうを行っております。また、児童相談所虐待ダイヤル、親子のための相談LINEに関するポスター等につきましても、年間を通じて町内の学校や公共施設に掲示し、通報方法の周知に努めております。

当町では、自治会長、民生委員及び主任児童委員などに、地域の活動を通じて子供や保護者に関わる方に向けて作成をいたしました冊子に、児童虐待への対応のポイントと市町村及び警察の相談窓口を掲載し、配付のほうをいたしました。これらの窓口は匿名で行うことができるだけでなく、連絡をした人やその内容に関する秘密が守られるよう定められており、プライバシーの配慮のほうがなされております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、大きく3項目について分割にて質問をさせていただきます。

まず1項目め、町の住環境についてお尋ねします。

2点ほどあります。

まず1点目、居場所づくりのための公園整備の必要性についてお尋ねします。

この公園の関係も以前よりも何度か質問等でも触れておりますが、町の人口や形態など、いろいろな観点からちゃんとした公園が足りないと思われます。

公園というものは、それぞれの地域において、赤ちゃんから高齢者まで3世代以上の町民のサードプレイスにもなる居場所づくりに欠かせないものであると思いますが、他市町と比較しても数的に少なく感じることで、また神社の一角に遊具をつけて公園扱いにしている。神社は宗教扱いされるものでございますが、そういったのもどうかとも思います。

また、広場においても、トイレ設置など自治会任せのところもあり、本来なら町の発展に伴い計画的に進めているべきと思われますが、今後においては、人口減少社会へ移行する予測もあるところですが、町における公園、広場をどのようにしていられるのか、お尋ねします。

一例を挙げますが、私の地元でございますが、野中の広場においては、野中だけでなくほかの地域からも子供たちがたくさんやってきます。小学生ぐらいでドッジボール遊びをしていたところ、おじいさんが自分の小さい孫を連れてみえていて、そのドッジボールが幼児の顔をかすめてあわやという、そういったところもあり、そのおじいさんが小学生にすごい怒ったらしいですね。

また、それほど広くない広場でフェンスの高さもそれほど高くない状況でございますので、ボールが、たまにですけど道路に飛び出すことがあり、その道路を通行される運転手の方がひやっとされたら、これも複数お聞きしております。

今のところ大事に至ってはおりませんが、ボール遊びを禁止にしてほしいという方もあり、私のほうでも自治会や子ども会、また広場をよく利用される保護者の方々に聞いたところ、ボール遊びを禁止にしないでほしいという方も多くおり、できれば子供たちが元気よく遊べる場所の確保が以前より望まれていますが、お考えをお尋ねします。

2点目、散歩中の犬のふんの処理についてお尋ねします。

毎日、私も外出時、またうちに戻るとき、当然町内を歩いていくんですが、また町

内に限るものでもございませんが、犬の散歩をされておられる方を多く見かけます。

最近よくお聞きしていることが、道路脇や家の敷地内に恐らく犬や猫のものと思われるふんがあることです。先日も町内の方からちょっと連絡いただきまして、割と量の多いふんが、その方の住宅敷地内にあり困っていることをお聞きしました。そのときたまたま犬の散歩で通りかかった方がありまして、その方にお話を聞いたんですが、その方はきちっと毎回始末をされておられる方です。散歩中に大型犬を連れたある方が袋など何も持っていなかったのでお尋ねすると、忘れたと言われてそのまま行かれたそうです。恐らくその方は後の処理をされておられないと思われます。

今や子供の数より多いペットの飼い主は、しっかりと後処理の責任を果たしていただきたいと思います。

先日も注意立札が折れていたところがありましたので、新しくもらってきて設置しましたが、町の対応は、立札を自治会に立てさせる以外はどのようにされているのでしょうか。

これらの防止または罰則の条例などあるのか、なければ制定すべきと思われますが、町の大半が住宅地域であるところから、住みよい環境のためのお考えをお尋ねします。

以上、1項目めでございます。

○議長（櫻井 明君） 井上哲也土木部長。

○土木部長（井上哲也君） 松原議員の1項目め、町の住環境についての1番目のご質問、居場所づくりのための公園整備の必要性についてお答えいたします。

令和6年第2回議会定例会において、町の未来への方向性についてのご質問をいただき、その中で公園の整備についてご答弁させていただいた内容と重複する部分がございますが、ご了承いただきたいと思います。

公園は少子高齢化で子供の公園利用が減少する中、憩いの場やストレスや運動不足の解消できる場として、子供から高齢者まで幅広い年齢層の居場所づくりにつながりますことから、公園の価値が再認識されるようになっております。

しかしながら、本町の行政面積が小さいことやそのほとんどが市街化区域であるなどの理由により、まとまった公園用地を確保し、既存の八剣北公園、蛇池公園、平島公園のような規模の公園を新たに整備することは非常に難しい状況であります。

そのため、補完的な位置づけといたしまして、岐南町運動広場設置要綱に基づき原則、地元自治会の意向及び管理の下、より身近な住民同士の集いの場、憩いの場として野中運動広場のような運動広場を運用しているのが現状でございます。

そういった中、禁止事項を極力少なくした子供の遊び場を提供するプレーパーク、近隣住民に配慮し、禁止事項を設けた公園も増えております。広場でのボール遊びに

つきましても、禁止にしてほしいというご意見もあれば、逆に禁止にしないでほしいというご意見もございます。運動広場設置の趣旨からも、町で一律に禁止するものではなく、例えばゴム製やプラスチック製の柔らかいボールを使用してください、硬いボールやバット等の使用はできません、ボールが公園の外に出ないように注意しましょう、小さい子供やお年寄りの近くなど、ほかの利用者の近くで遊ぶことをやめましょうなど、その広さや立地、利用状況、周辺環境など、おのこの運動広場の特性を踏まえ、ほかの利用者に迷惑をかけない、周囲に危険を及ぼす行為を行わないという基本的な考えの下、地元自治会にて取扱いルールを決めていただくものであると考えております。

今後につきましては、冒頭でも申し上げましたとおり、町で新たに公園、広場を整備することは困難であるため、既存の3つの都市公園について、その時々住民ニーズの把握、適正な維持管理、機能の充実を図るとともに21か所の運動広場について、地元自治会と連携を図り、引き続き適切な運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松原議員の1項目め、町の住環境についての2番目のご質問、散歩中の犬のふんの処理についてお答えいたします。

議員ご質問の犬の散歩中に回収袋などを携行しない飼い主に対する対策につきまして、本町では、犬のふん害防止看板の設置、防災無線や広報紙、回覧板によるふんの持ち帰りの啓発、狂犬病集団予防接種会場での飼い主への関連チラシの配付など、ふん害防止の対策に取り組んでいるところでございます。

また、通報によりふんを放置する飼い主が特定できる場合は、飼い主に対し個別に指導を行い、解決に向け取り組んでいるところでございます。

本町の運用しております岐南町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱では、飼い主の責務として、飼い犬等のふんの処理をするための用具を携行しなければならない。また、公共の場所等を汚したときは、適切、適正な処理をしなければならないと定めております。

議員ご提案の罰則を伴う条例化は、これをさらに強化するための有効な方策の一つでございます。

しかし、条例化に伴う職員の対応、特に犬のふん害防止パトロールの強化、条例違反者に対する罰則適用による事務量の増大などの行政コストを考慮いたしましても、現在のところ、関係条例の積極的な制定の考えはございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後も現要綱での啓発活動、個別の指導対応となりますが、飼い主のマナー向上の活動を通じ、よりよい住環境の構築を目指してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。

続きまして2項目め、高齢化社会に向けて具体的に一つのご提案なんです、健康寿命を延ばすためのカラオケ機械の増設をということでお尋ねします。

岐南町は、平均年齢が割とほかの市町に比べると若いほうの町ではありますが、例外なく高齢化社会から超高齢化社会へと移行している状況であり、今回、高校生の医療費無償化も病気などになった家庭の負担軽減でいいと思いますが、町全体の今後については、増加する高齢者になるべく健康でいられるような前向きなお金の使い方が重要であると思われますが、お考えをお尋ねします。

やすらぎ苑やくつろぎ苑など、町内の各施設などで定期的にサロン活動などをされておられるところも多くあり、設置されているカラオケの機械は、カラオケのみではなく健康体操や脳トレなどのメニューも多くあり、認知症対応やフレイル予防に最適と思います。

機械は、当初は貸出ししていましたが、故障の原因となることを避け、持ち出しが現在ではできなくなっておりますので、各地域でそのような活動をする施設に1台ずつあることが望ましいと思いますが、お考えをお尋ねします。

以上、2項目めでございます。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 松原議員の2項目め、高齢化社会に向けてのご質問、健康寿命を延ばすためのカラオケ機器の増設をについてお答えのほうをいたします。

現在、介護予防に資する社会参加の場、集いの場としまして、町民主体の地域サロンは町内に35か所ございます。各サロンでは、茶話会、体操、脳トレ、カラオケ、趣味活動と町民の皆様が自主的に工夫を凝らしてサロン活動のほうを行っております。

町といたしましても、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職の講師派遣、運営費の助成、活動場所の提供等の支援のほうを行っております。

町が維持管理を行うカラオケ機器につきましては、現在、やすらぎ苑、くつろぎ苑、老人福祉センターの3か所に設置されており、各小学校区に1台の割合で設置がされ、地域サロンやカラオケ教室等の趣味、文化活動等において活用されていると認識のほうをしております。

このような活動をする施設に1台ずつあることが望ましいとは思われますが、同様のカラオケ機器を追加導入した場合、1台追加するごとに維持費、レンタル料のほう

ですが、月3万3,000円必要で年間では39万6,000円の予算が必要となってまいります。

各サロン等の活動施設ごとに機器を導入いたしましても、各サロンで活動内容が異なるため、利用頻度がどの程度になるか見込めないことや、機器導入による費用対効果の検証ができておりませんので、現時点での機器の追加導入することは難しく、考えておりません。

なお、身体的フレイル、精神・心理的フレイル、社会的フレイルの3つのフレイルが連鎖することで、老化、自立度の低下が進むとされており、このフレイルを予防するためにバランスのよい食事などの栄養、ウォーキングや筋トレなどの運動、余暇活動やボランティアなどの社会参加の3つの柱が有効であると言われております。

カラオケだけでなくフレイル予防に効果的な活動は、レクリエーション活動や健康マージャン、編み物等の趣味活動など、ほかにも幾つかございます。

地域サロンを継続的に運営していただく上で、負担にならない活動をサロン参加者の皆様のご意見をお聞きしながら一緒に協議し、その活動に必要な備品等がありましたら改めて検討のほうをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございました。

最後3項目め、町への寄附についてお尋ねします。

町に対してはいろいろな寄附をいただいております。厳しい財政状況において寄附をいただけることは、善意の気持ちも含めて非常にありがたいことと思います。マイタウンにも多く掲載され、また公にされないものもあるかと思います。

そこで、以下3点について今の町の状況をお尋ねします。

1つ目、寄附金についてお尋ねします。近年の町への寄附金の推移をお尋ねします。

2つ目、ふるさと納税の傾向について、以前にも少しお尋ねしましたが、総務省の方針により厳しくなった町の対応の今の状況をお尋ねします。

3つ目、寄附されるものの基準と以降の扱いについて、寄附されたものの後ですね。お金ではなく物が寄附されたときの対応についてお尋ねをします。

寄附すると言われれば、何の条件もなく何でももらうのか、もらう基準というものがあるのかどうか。それと、もらった後は、物によって違うんですが、その扱いについてどのように扱うのか。それとももらった以上は町のものなので、もし価値があるので、売れるものがあれば売却して、町の財政について役立てることができるのか、以上お尋ねします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松原議員の3項目め、1番目のご質問、寄附金についてお答えいたします。

町では、法人、個人からの申出による寄附金の受入れを行っております。

直近3年間の実績を申し上げますと、令和3年度が7件、214万9,250円、令和4年度が5件、112万3,631円、令和5年度が3件、78万6,303円でした。

いただいた寄附金の活用方法につきましては、寄附者の意向によるものでございますが、令和3年度から令和5年度の3年間ににおける主な受入先といたしましては、保健事業費232万6,500円、児童福祉事業費57万2,803円、保健衛生総務費30万円でございます。

続いて、2番目のご質問、ふるさと納税の傾向についてお答えいたします。

ふるさと岐南応援寄附金、いわゆるふるさと納税につきましては、当町の寄附受入額を申し上げますと、令和2年度が1億2,875万円、令和3年度が1億6,618万3,000円、令和4年度が2億1,012万3,000円とここ数年は増加傾向にありましたが、令和5年の地場産品基準厳格化による当町返礼品の登録取消しが大きく影響し、令和5年度は1億690万2,000円と大幅に減少しております。他市町村への寄附による控除額を踏まえると3,388万9,000円の減収となり、今年度につきましても、寄附受入額の減少は続く見込みでございます。

議員ご承知のとおり、近年、ふるさと納税は返礼品競争が過熱しており、総務省がふるさと納税制度の本来の趣旨を鑑みて、適正な運用がなされることを目的とした制度の見直しを今年6月に発表いたしました。

見直しの内容の一つに、地場産品基準の厳格化がございます。詳細といたしましては、地域内の事業者が企画立案し、製造等をほかの地域において行っている製品の場合には、商品価値の5割以上が地域内において生じていることの証明が必要になるというものでございます。

当町の返礼品を調査しましたところ、当該基準により登録した返礼品はございませんでしたので特に影響はございませんが、今後、当該基準による返礼品登録申請があった際は適切な審査をしてまいります。

また、今年10月から適用される返礼品を強調した宣伝広告の禁止も既に発表されておりますが、当町においては、これまで該当する広告宣伝を実施していないため、こちらも影響はございません。

そのほか、2025年10月から、寄附者にポイント付与などを行うポータルサイトを通じた寄附を禁止する方針も発表されておりますが、現在、当町では4つのふるさと納

税ポータルサイトを運用しており、各社の動向を注視しているところでございます。

ふるさと納税につきましては、令和4年度のピーク時と比較して減少傾向にございます。改善するために改めて魅力ある返礼品の拡充をする必要があり、基準を満たす地場産品の調査を進めているところでございますが、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度といった本来の制度趣旨に沿った寄附の募集、町の魅力発信を行ってまいります。

また、個人向けのふるさと納税のほか、企業版ふるさと納税の募集を令和2年度より実施しております。

議員ご承知のとおり、企業版ふるさと納税とは、地域創生応援税制として国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附した場合に、返礼品などはございませんが、法人関係税から税額控除する制度でございます。自治体が地方創生を狙いとした事業を実施する際に、事業の趣旨に賛同していただける企業を募集し、官民協力による効果的な事業推進を目的としております。

現時点では、企業による寄附の実績はございませんが、先進市町の事例を参考に民間企業の協力も得ながら、今年度、出産・育児支援の充実、学校教育・社会教育の充実、防災・防犯その他安全対策の推進、環境保全対策の推進、この4つを主な対象事業とし、寄附の募集をしております。寄附企業との新たな関係性の構築、地域課題解決の推進のきっかけとなるよう募集に取り組んでまいります。

続いて3番目のご質問、寄附されるものの基準と以降の取扱いについてお答えいたします。

寄附採納に当たっては、寄附申出があった際に寄附内容や寄附者の意向を伺った上で、町としてその必要性や妥当性を総合的に判断いたします。公序良俗に反する場合ははじめ、行政の中立性・公平性が確保できないとき、政治的・宗教的な意図がある場合には寄附採納をしないこともございます。

受領した物品等の取扱いといたしましては、可能な限り寄附者の意向に沿った使用を心がけ、町の財産として活用させていただいております。また、経年劣化などにより使用に耐え得る状態でなくなった際には、寄附者に連絡を取り、承諾を得た上で、町において撤去、廃棄をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時37分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 4番議員 村山です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく3項目について分割方式で質問させていただきます。

では最初に1つ目、まず第三者調査委員会の調査報告に基づいてご質問させていただきます。

先般、私が6月の定例会の一般質問に対して、前段の部分で誤った解釈があるので訂正させてほしいと町長は答弁されました。その際、私は労働基準法を紹介しただけで解釈について議論したわけではありませんので、誤解のないように申し上げたいと思います。

さて、第三者調査委員会の調査報告書の終わりには、町民の代表者が種々の政策を形成、実現し、町民の福祉の増進を図らなければならない、ハラスメント防止に関する深い理解とともに、雇用管理上の措置を負うべきことを自覚するトップを町政に置き、職員の人権・人格を尊重し、安心して働くことのできる職場を整備し、ハラスメント防止に向けての施策を講じるよう、町民から信頼される岐南町となるよう望むと締めくくっております。

また、町は、第三者調査委員会に調査を依頼した以上、報告書の内容をより精査し、再発防止のために具体的な取組を講じることが急務であります。

以上8項目、これから随時質問します。

1つ目、町長の考えるリーダー論についてお伺いいたします。

さきの定例会で、私は町長が考えるべき組織論についてお伺いしました。町は住民に最も身近な自治体として、社会情勢に的確な対応をし、町民目線に立った機能的な行政組織を確立しなければなりません。その組織の運営は、限られた職員により最少の経費で最大のサービスを提供することが重要であり、時代の変化に合わせた住民ニーズを的確に把握し、多様化する行政課題に敏速な対応する必要があると答弁されました。

リーダーの役割は、目標を設定し、計画を立てる。職員の模範になり、日常業務を管理する。職員を育成し、働きやすい環境をつくる。問題点や職員の不満を放置せず適切に解決することです。

リーダーは、一般企業であろうと自治体であろうと、全責任を背負って、部下が安心して仕事ができるようにするのがリーダーの務めだと思います。

町長、あなたは全責任を背負って町政に取り組む覚悟があるかどうかをお伺いしたいと思います。

2つ目は、雇用管理上講ずべき措置の履行についてご質問します。

第三者委員会の報告書によりますと、町長はハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講じる義務があると示されております。町長の考え方、取組についてお伺いいたします。

さて、6月に町長選挙が行われた池田町では、第三者調査委員会の弁護士による池田町ハラスメント防止研修が、議員、職員、町民を対象に既に2回行われております。今後も数回開催される予定だと伺っております。

また、今朝の新聞報道によりますと、池田町はハラスメントの根絶と再発防止を目的に町ハラスメントの防止等に関する条例、これは仮称であります、骨子案をまとめた、そんな新聞報道がありました。

また、飛騨市議会9月定例会では、議員とハラスメント防止について定める市議会ハラスメント防止条例案が発議され、可決されれば県内では本巣市議会に次いで2例目になるそうです。

町長就任後5か月が過ぎましたが、公約及び所信表明で訴えてみえたハラスメント防止条例は、来年3月を目指すということですが、もっと早く制定する必要があると思いませんか。町長は町外から立候補したならいざ知らず、自身も議員として内情をよく知っておられるはずだと思います。なおさら3月は遅過ぎるということはありませんか、お伺いしたいと思います。

3つ目、相談の体制整備について。

ハラスメント防止のための体制整備が岐南町において喫緊の課題である。これも第三者調査委員会の報告書で示されております。

職員が相談しやすい仕組みづくりについて、どのように体制整備を進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

さて、兵庫県知事の職員に対するパワハラ問題や企業からの物品の受け取りが連日マスコミにより報道されておりますが、県は告発者を特定した上で懲戒処分いたしました。

専門家から、公益通報者保護法違反だとの指摘が相次いでおり、2022年施行の改正公益通報者保護法では、告発者探しが禁じられ、自治体などには告発者探しを防ぐための措置を講じることを義務づけられております。

正当な告発者に対し異動や解雇などの不当な取扱いをすることは、保護法が禁じているのは言うまでもありません。保護法が定める体制整備は義務であります。職員に

対する説明責任として明確な説明をお願いいたします。

4つ目、相談窓口としての公平委員会についてご質問します。

羽島郡広域連合に公平委員会が設置されております。しかし、第三者調査委員会の見解は、相談窓口を含め相談後の対応が整備されておらず、ハラスメントに関しても適正かつ有効な対処を期待することが困難な状況であったと示されております。

公平委員会の役割はますます重要になると思います。前福祉部長が公平委員会に自身の処遇改善を訴えたことは、一石を投じたと思います。町としてのご所見をお伺いいたします。

5つ目、外部機関への委託について。

岐南町と池田町はハラスメント防止に関する取組が比較されやすいのは致し方ない事実だと思います。

役場内での相談窓口は必要不可欠です。やはり外部への相談窓口のほうが職員も利用しやすいのかなと私は思います。前回、職員団体の結成について、町として積極的に協力すると答弁をいただきました。職員団体の設置については、3つの専門部会同様、勤務時間内に勉強会などが開催できることが可能かどうか、そういったことも併せてお伺いしたいと思います。進捗状況をお伺いいたします。

6つ目、人事制度、就業環境の改善についてお伺いいたします。

報告書によりますと、人事権が町長に集中していた実態を改め、人事権が適切に行使されるように、公正な人事行政の運用を確保することを目的として、人事制度の改善を図ることが求められると述べられております。

町政運営方針としては、まず役場の環境を通常に戻すと、町長、あなたは抱負を語っておりますが、職場環境改善は急務だと思います。

また、新聞のインタビューでお答えになってみえますが、職員とのコミュニケーションは勤務時間中にと心がけてみえるようですが、今までの実績で成果はどうであったか、あるいはまた町長自ら何か改善されたことがあるのか、お伺いしたいと思います。

7つ目、3つの専門部会についてご質問いたします。

町危機管理対策本部は、今年3月、相談体制構築部会、就業環境改善部会、ハラスメント条例制定部会のチームを立ち上げました。

この部会が立ち上げた経緯は、発案者は誰か等を踏まえて、進捗状況をお伺いしたいと思います。

8つ目、新聞記事についてお伺いいたします。

いろいろ新聞等で報道がされております。もし新聞記事の内容について誤りがあっ

た場合、町としてはどのように対応すべきか、どう考えてみえるのか、お伺いしたい
と思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 村山議員のご質問の1番目、町長の考えるリーダー論について
であります。まず町長は町政の全責任を負って住民のために働くものです。そうし
た覚悟を持って私は日々仕事をしております。

では、私の考えるリーダーについて申し上げます。

リーダーという言葉には、私が言うまでもなく、指導者や先導者、統率者などの意
味があります。そして、リーダーシップはリーダーの能力、力量、統率力のことを指
し、言い換えれば、未来のビジョンを示し、人々をまとめ、目標の達成へ導く力のこ
とです。

しかし、社会は驚くべきスピードで目まぐるしく変化をしています。

力を誇示する個人が導き、その強い権限により支配する、そのようなリーダーのス
タイルは、もはや時代に合ったものではない。世界におけるシフトの潮目を読み取
り、その実践者でありたいと思っております。

住民は何を感じ、何を求めているのか、それを感じ取る能力、つまり共感する力を
失うことなく、様々な立場の様々な人々の気持ちに寄り添い、住民によるまちづくり
が主体的に行われていくよう全力でバックアップするのが私の考えるリーダーとして
の在り方です。

住民から信頼される町長、信頼され頼られる職員であることが、町の課題を遅れる
ことなく把握する上で最も大切なことであると考えます。

いつの時代もリーダーの発言は大きな影響力を持ちます。しかし、リーダーに聞く
力がなければ、それは独りよがりのむなしいものになってしまい、そんなリーダーに
は誰もついていけないのではないのでしょうか。

私といたしましては、今後も岐南町の皆様からリーダーとしての信託を受けた者と
して、謙虚に常に学ぶ姿勢を忘れず、人間として成長し、高い倫理観を持ち、住民に
支えられている信念の下、行動してまいります。

続きまして、2番目のご質問、雇用管理上講ずべき措置の履行についてお答えをい
たします。

厚生労働省指針では、ハラスメント防止を目的に事業主が行うことを義務とする雇
用管理上講ずべき措置が定められております。

ハラスメント防止措置として、1. 方針の明確化と周知啓発、2. 相談体制の整
備、3. ハラスメントが発生した場合の迅速かつ適切な対応、4. 併せて講ずべき措

置が具体的な例とともに示されております。

私は、職場におけるハラスメントの防止は、町がしっかりと対策を行い、ハラスメントを予防し、また発生したハラスメントの問題を解決できれば、職員を守ると同時に職場環境はよりよいものになると考えています。また、職場環境にあっては、職員同士がお互いを認め、人として尊重し合うという職場の風土が大事でありますので、日々の積み重ねが風土を変えると信じています。

よって、厚生労働省の指針については、当然町が取り組むべきことであり、現在、これらを網羅したハラスメント防止条例の制定に向けて進んでおりますが、町としてのルール、仕組みづくりのみで終わることのないよう、職員の意識、認識についても定期的に実態を把握し、ハラスメントの防止及び排除に取り組んでまいります。

続きまして、6番目のご質問、人事制度、就業環境の改善についてお答えいたします。

今回の前町長によるハラスメント事案において問題となった人事権の集中は、前町長の個性のみに要因を位置づけることは適当ではなく、人事制度面からガバナンス体制の構築が求められると第三者調査委員会からご指摘がございました。

この問題への対応策として考えられることは、権限を分散するために複数の幹部職員で意見を出し合い決定する仕組みを導入することや、人事評価基準を明確にし、職員に周知することで透明性・公平性を担保することなどが考えられます。

実際に、本年5月1日付の人事異動で私が行ったことは、各職員の職務内容や能力を把握するため、ふだんから職員と接している副町長や各部長からの考えや思いを聞き、職員配置の参考といたしました。また、主幹級、課長補佐級、係長級の職員からも意見や思いを聞く機会を設け、その上で副町長と協議を重ね、配置を決定することで人事権の集中を回避し、適材適所の人事異動を行いました。

人事評価につきましては、公正な人事行政の運用確保のための方策として、既存の人事評価制度を見直し、能力や実績に基づいた評価制度の導入による客観的な評価の実施、加えて年齢層や役職、受け持つ業務の難易度など、それぞれの職員の属性や役割に応じて公正な評価に反映し得る制度設計を行い、実施することが公平性、透明性の高い人事評価であると考えています。

しかしながら、既存の人事評価を見直し、新たな評価制度の設計には時間を要するところもございますので、他市町村の先進的な人事評価制度の事例を参考に研究を進め、適正な人事配置、人事評価制度を再構築したいと考えております。

ほかのご質問につきましては、担当部長よりお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の1項目め、第三者調査委員会の調査報告書に基づいた取組についての3番目のご質問、相談の体制整備についてお答えいたします。

現在、町のハラスメントに関する相談体制といたしましては、岐南町ハラスメント防止等に関する規定に基づく相談員を総務課から男女2名ずつ、計4名を指名し、対応をしております。

また、外部の相談窓口として、産業医、町顧問弁護士を庁内掲示板にて職員に周知し、対応しております。

続きまして、4番目のご質問、相談窓口としての公平委員会についてお答えいたします。

公平委員会は、地方公務員法第7条の規定により、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設置される公正、中立な第三者機関であります。

具体的には、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する事項や不当な処分を受けた場合、またご質問にもございますハラスメントに関しても対応します。

前町長によるハラスメント事案については、町の規定による相談体制が機能せず被害の拡大を生んだ要因であることから、役場以外の第三者による相談窓口は非常に有効であると考えておりますし、公平委員会はまさにその第三者による機関でございます。

令和5年12月22日発出、総務省自治行政局公務員部公務員課長通知の令和4年度措置要求及び審査請求の状況等に関する調査における結果の概要によると、令和4年度の公平委員会における新規の相談内容で最も多かったのがパワーハラスメントであるとの結果でございました。

しかしながら、公平委員会がパワーハラスメントをはじめとする各種のハラスメントの相談が可能であることは、まだまだ職員の中で認識されていないのが現状でございます。そのため、本庁としても、公平委員会が中立的かつ専門的な人事機関として措置要求や審査請求及び相談窓口を利用いただき、職員の様々な苦情を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐことができるよう、さらなる周知をしてまいりたいと考えております。

続きまして、5番目のご質問、外部機関への委託についてお答えいたします。

職員団体の結成につきましては、本年6月議会の一般質問の中でも町長より答弁をさせていただきましたので、繰り返しにはなりますが、職員団体は、個人では届きにくい勤務条件や職場環境の改善などの職員の声が反映されることが期待できる団体でございます。

また、若手職員で構成された職場改善ワーキングチームの相談体制部会からも、ハラスメント相談における職員団体の有用性についても提言がされております。現段階で職員団体の結成の具体的な動きや相談は聞き及んでおりませんが、そうした動きがあれば、町としてできる協力はしてまいりたいと考えております。

続きまして、7番目のご質問、3つの専門部会についてお答えいたします。

部会の役割につきましては、令和6年6月議会の一般質問でもお答えしておりますので、重複する部分があるかと思いますが、3つの部会は、前町長によるハラスメント事案を受け、令和6年3月13日付で危機管理対策本部が第三者調査委員会の調査報告書で提言された再発防止策を具現化するために設置したものでございます。

ハラスメントの早期発見、事態の深刻化を防ぐための相談体制を整備するための相談体制構築部、会職員が働きやすく風通しのよい職場への環境整備を実現するための就業環境改善部会、特別職、一般職問わず全ての職員に対応できる条例の制定に向けたハラスメント条例制定部会、これらの3つの部会は合計17名で、メンバーにつきましては若手職員を中心に構成しており、役職は主事級職員から課長補佐級職員で、年代は20代から40代で、20代が最も多く、リーダーは課長補佐級職員、係長級職員が務めております。また、各部会には部長級職員がオブザーバーとして参加しております。

各部会の進捗状況につきましては、令和6年7月26日、8月29日に3部会の合同部会を開催し、相談体制構築部会が提案する職員が相談しやすい窓口についての協議を行いました。

就業環境改善部会につきましては、全職員を対象に役場の就業環境に関する意見募集を行い、提案された意見105件を共有し、今後の対応について協議を行いました。

ハラスメント条例部会につきましては、全ての職員に対応できる条例となるように素案を提示し、協議を行っております。

こうした職員間の対話を繰り返すプロセスを大切にし、来年3月に条例案を議会に提出させていただきたいと考えております。

最後に、8番目のご質問、新聞記事についてお答えいたします。

どの新聞記事についてのご質問かは分かりかねますが、抗議、訂正を求めるような記事はないものと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 議長のお許しいただきましたので、6点ほど再質問をさせていただきます。

実は町長の考えるリーダー像についても再質問しようと思いましたが、最初にいた

だいたすり合わせと違う答弁で、私の再質問の答弁のような気がして、これはちょっと省かせていただきます。

では、再質問します。

雇用管理上講ずべき措置の履行について町長にお伺いいたします。

一般質問の発言通告以降、この間も9月6日に東濃の白川町が県内で初めて特別職や議員を含めたハラスメント条例を可決しました。

先ほど町長は、そのプロセスを大事にすると答弁されました。それはそれで私も大事なことであるとは思いますが、しかしながら、町民生活に直接利害関係を及ぼさない内部統制条例であること、1年も前に起きたハラスメント事案で課題は洗い流されていること、そして約1,150万円も投じた第三者調査委員会の報告書で対策が網羅されていること、全国に悪評が定着してしまった岐南町に対する関心度の高さなど、せめて県内で率先して速やかに制定するべきものと町民の多くが認識していたはずであります。

岐南町のこの事案を受けてかどうかは分かりませんが、他の自治体で続々と条例が可決していく姿が町長の目にはどう映っているのか、お伺いしたいと思います。

2つ目、相談窓口としての公平委員会について町長にお伺いいたします。

公平委員会は独立した機関ですので、議会で取り上げられることはあまりなかったと承知をしております。これは税金で運営されているという観点から、あえて踏み込んでお尋ねいたします。

幾ら公平委員会が役場職員に十分周知されていなかったとしても、大きな問題は解決されておられません。

現実を申し上げます。新聞報道によりますと、前福祉部長が公平委員会に対し任意退職処分取消などを求める審査請求書を提出したことが、7月25日明らかになったと報じられております。

審査請求をしたにもかかわらず、審査請求書が1か月以上も放置され、2か月近く経過し、委員会が開催されたのか、あるいはされていないのか。私は9月12日、議会答弁のすり合わせのときに総務部長にご確認したところ、いまだ公平委員会から何の連絡や報告もないといった、おおよそ行政機関としてあるまじき対応であったように思います。

先ほど公平委員会に期待する役割として、職員の苦情の早期把握、事態の深刻化の防止とのご答弁がありましたが、岐南町、笠松、両町で構成された広域連合体の運営責務を負う岐南町の立場から、職員が信頼し得るハラスメント相談窓口として機能すると認識しておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

4つ目、先ほどの人事制度、就業環境の改善について町長にお伺いいたします。

6月の定例会の私の答弁で、5月1日付の人事異動については、私が町長に就任して2週間足らずで実施いたしました。職員の職務内容や能力については、ふだんから職員と接している副町長や各部長からの考えや思いを聞くことや、主幹級、課長補佐級、係長級の職員からも意見や思いを聞く機会を設けましたとのご答弁でしたが、全ての部長にお聞きになったんでしょうか。もし聞いたんなら、またそれはいつお聞きになったんですが、私の聞き及ぶ限りでは、各部長へのヒアリングがあったという証言はありません。真実をお答えください。

5つ目、3つの専門部会について町長にお伺いいたします。

先ほどの3つの専門部会は、前福祉部長が部長会議で部会を発案したと幹部職員から伺っております。3月中旬頃、職員募集に関する案内メールを全職員に流したとも伺っております。

役場職員は皆さん知っているはずであります。なぜ4月15日の町長就任以降に、さも自分の発案のようにマスコミの取材に応じたんですか。8月17日の新聞報道によりますと、読み上げます。4月に就任した後藤町長が、幹部職員以外にも考えてもらおうと役場全体にメンバーを募ったところ、20代、30代を中心に17人が手を挙げた。町長、あなたがメンバーを募ったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

8つ目、先ほどの新聞記事について町長にお伺いいたします。

私は前回6月13日に一般質問をし、その明くる日、6月14日に毎日新聞に記事が出て、7月25日にも出ました。そういったことを踏まえてご質問したいと思います。

6月14日の毎日新聞の記事によると、町幹部を通じて同月22日、これは4月22日のことだと思うんですが、「（町長の）5月以降の人事構想に（君の）名前がない。任意継続は無理」などと告げられ、退職届の提出を求められたという前福祉部長の記事が出ておりました。そして、前福祉部長が翌23日に退職届を提出し、30日付で退職されました。

6月定例会での町長答弁では、本人の意思を尊重し退職願を受理したとのことでした。

本人の意思は、岐南町で働きたい、岐南町の町民のために頑張っていきたいというのが本人の意思ではありませんか。本人の意思は町長は尊重していないんじゃないんですか。

また、ご答弁では、高度の専門的知識、経験を有する者として、4月に再度契約の更新をしたのであれば慰留するのは当然じゃないですか。なぜしなかったんですか。一身上の都合と書かせただけじゃないんですか。

また、幹部職員、職員等からの前福祉部長の退職の経緯についての意見をご紹介します。

これはまさしく解雇です。退職届を無理やり書かされたのでしょう。ハラスメントです。人事において必要な部署に必要な人材を適切に配置したとは考えにくい。

さらに、町民からは新聞記事の、私は退職届を受け取っただけ。町幹部と前部長とのやり取りは知らない、この発言にそんなことは絶対あり得ないと憤慨してみえます。

さらに、7月25日の新聞記事には、町長は4月22日、副町長を通じて前福祉部長に対して退職届の提出を求めるよう指示し、前福祉部長は翌23日に退職届を提出し、同月30日付で退職したと報じられています。

私はこれを6月の議会でも質問しましたが、本人の意思による退職ではないのは明白、法令遵守を無視した不当解雇ですと質問したわけですが、前福祉部長は、7月25日の新聞記事の内容によりますと、審査請求書を公平委員会に提出した模様です。新聞記事等の話の中では、外観上は任意退職の形式だが、実質的には人事権を持つ町長の指示に基づく懲戒免職だと主張されておりますと、これは新聞報道で報道されております。

一体何が真実なのか、町民への説明責任として真実をお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 村山議員の再質問についてお答えをいたします。

まずは、雇用管理上講ずべき措置の履行についてお答えをいたします。

本町のハラスメント条例制定で重要なことは、今回のハラスメント事案で何が欠けていたのか、何が必要であるのか、私と職員、また職員間で対話を繰り返すことが必要であると考えておりますので、県内に率先して早期に制定するなどという考えは全く考えておりません。

続きまして、人事制度、就業環境の改善についてお答えをいたします。

副町長や各部長とはふだんからの会話、また会議の中で考えや思いを聞いております。また、主幹以下についてはなかなかふだん会話をする機会がありませんでしたので、役職別のヒアリングを実施いたしました。

ほかについては担当部長よりお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の1項目め、第三者調査委員会の報告書に基づいた取組についての3番目の再質問、相談窓口としての公平委員会についてお答えいた

します。

公平委員会の審査請求につきましては、令和6年7月25日に審査請求書が提出されましたが、町としては、中立・公平な機関である公平委員会の事務手続に対して指導する立場にないと考えております。

続きまして、7番目の再質問、3つの専門部会についてお答えいたします。

3つの専門部会は、令和6年3月13日の岐南町危機管理対策本部会議で設置を決定し、町内掲示板においてメンバーを募りました。

続きまして、8番目の再質問、新聞記事についてお答えいたします。

本件につきましては、新聞記事の一方的な内容であり、また審査請求書が既に公平委員会に提出され受理されておりますので、その手続の中で説明すべき内容であり、この議場でお答えするものではないと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） それでは、2点ほど再々質問させていただきます。

それでは、例えば公平委員会が受理したとして、結果が出た場合、行政としてその結論を真摯に受け止めて従うかどうかをお伺いしたいと思います。

2つ目、先ほど組織運営の話になりますが、組織運営の基幹管理職であり、一般職員の人事評価をつかさどる課長にも当然聞いているはずだと思います。先ほど課長というのはちょっと抜けてましたね、ちょっとお聞きしたいと思います。課長には、いつどのような方法で聞いてみえるのでしょうか。

町長はかねがね物事を決めるには、プロセスが重要とおっしゃっておられますが、組織の要である部長、課長には特に丁寧に聞き取りされたかと思いますが、果たしてどうなのかを踏まえてお伺いします。

役場職員全体が公平に理解し、次期人事異動に向けて、職員が不安や疑念のないことを私は望みます。

それぞれ具体的に聞き取った時期や方法をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） まず課長との話はどうなっているのかというような再々質問だったかと思いますが、先ほど申し上げませんでしたけれども、課長とはふだんの仕事の間で一番よく会話をしているのかなというふうに思っております。

階級別に関わらず話せるときはしっかりとその職員の思いや考え方を聞くことに努めておるところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の再々質問にお答えいたします。

公平委員会の決定につきましては、法的な拘束力がございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4 番 村山博司議員。

○4 番（村山博司君） それでは、2 項目めに入ります。

2 つ目は、岐南町中小企業・小規模企業振興基本条例についてお伺いします。

中小企業振興基本条例は、中小企業憲章の自治体版で、地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、中小企業の振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定された条例であります。従来の個別の助成措置を定める条例とは異なり、基本的な考えを示す、これは理念条例になっております。

2018 年、岐南町中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されております。町が中小企業振興施策の計画的な実施・施策の基本方針を明確にし、町民、教育機関、労働団体、中小企業事業者、金融機関等、協力することにより、町の財産、未来づくりにつながります。

3 つの項目についてご質問いたします。

1 つ目、地域が一体となった中小企業支援について、これまでの取組と効果についてお伺いいたします。

町の役割は、基本理念に基づき中小企業等の振興に関する施策を策定し、これを実施しなければなりません。中小企業の役割の理解、事業活動への支援、円滑な資金供給、経営組織等、冒頭に述べた支援団体と協力しなければなりません。

これまでの取組と効果についてお伺いいたします。

2 つ目、条例制定の効果により実現した具体的な施策をお伺いいたします。

例えば中小企業振興に対し、町によって予算化されます。振興会議が設置され、中小企業事業者の声を聞き、振興の施策に生かします。町が中心となり、地元中小企業の製品を優先して購入したり、仕事を優先的に発注することで基盤強化にもつながります。

これらにより、中小企業の地域における事業を支援することで将来的に従業員の労働条件の改善が期待でき、地域の活性化につながります。具体的な施策をお伺いいたします。

3 つ目、地域が一体となった中小企業支援の今後についてお伺いしたいと思います。

例えば町として地域経済の活性化により税収が増大します。その結果、町民に対する安定的なサービスの実施や町の財政健全化につながります。

今後、町としても、中小企業振興に向けた新たな部署を設置し、戦略の策定を考え

てみてはどうか、お伺いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 村山議員の2項目め、岐南町中小企業・小規模企業振興基本条例についての1番目のご質問、地域が一体となった中小企業の支援について、これまでの取組と効果についてお答えいたします。

2018年に岐南町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定いたしました。

この条例では、本町の中小企業等の振興に関する基本理念を定め、町、中小企業等、商工会、大企業及び金融機関の役割を明らかにし、町内中小企業等の振興に関する施策を推進、経済の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的としております。

本町では、事業主が自身の事業を発展させるため、商工会を十分に活用していただきたいとの考えに基づき、地域の経済振興を図る最新の情報発信、税務、労務などの相談、各種講習会の開催の事業を精力的に行っております岐南町商工会と一体的に事業を実施しております。

具体的には、中小企業等の振興につながる各種施策を推進するため、岐南町商工会の補助金を通じ、町内商工業者の支援をしている状況にあります。

岐南町商工会の支援といたしましては、令和5年度は商工振興補助金1,370万8,000円を計上、さらに岐南町商工会の安定的な運営に資するため、商工会館の設備工事に係る補助金287万6,000円も別途補助いたしました。今年度は1,406万8,000円の補助金申請をいただいているところでございます。

また、この補助金に加え、若年者就職祝い金支給事業補助金200万円がございまして、令和6年度は1,606万8,000円が補助金の総額となります。

議員ご質問の地域が一体となった中小企業支援につきましては、商工振興補助事業であります企業展、よってきん祭ぎなん、キッズお仕事体験などが開催され、いずれも多くの方の参加をいただいております。

そのほか、商工会員・非会員を問わない支援事業といたしましては、直近で令和2年、4年及び令和5年度に地域の振興につながりますクーポン券事業を実施しました。

生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画では、岐南町が認定することで固定資産税の特例措置、これは最大3年でございますが、これを受けることができます。直近3か年で108件、1,703万7,000円の固定資産税の減免をいたしました。

一方、事業者が金融支援を受けられる制度といたしましては、町が認定を行い、通常の保証限度額とは別枠で借入債務を保証するセーフティネット保証事業制度がござ

います。新型コロナウイルス感染症関連セーフティネット保証の実績といたしましては、直近の3か年で132件を認定いたしました。

また、町では工事の発注、物品及び役務の調達において、町内中小企業の受注機会の増大に努めております。

このように、商工会、町内事業者の経営安定に向けた支援、取組を行っているところでございます。

次に、2番目のご質問、条例制定の効果により実現した具体的な施策についてお答えいたします。

本町では、町内での起業・創業を支援するため、岐南町創業支援等事業計画を策定し、産業競争力強化法に基づく国の認定を受けております。

この計画の具体的な支援内容といたしましては、大きく2つございます。

1. 総合支援機関の連携。岐南町の創業支援機関が連携し、創業を目指す方や創業間もない方、これは創業5年未満ですが、に対してそれぞれの強みを生かした支援。

2. 特定創業支援等事業。一定の条件を満たすことで創業時の支援措置が受けられるプログラムです。これには、創業に必要な知識を提供するための継続的な支援が含まれています。

なお、この計画に基づき、町は例年、岐南町創業支援機関連携会議を開催しており、町内金融機関、ぎふ農業協同組合、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター、岐南町商工会及び本町が連携し、創業希望者、創業後5年未満の方を支援する事業を実施しております。直近3か年の創業支援連携機関での相談支援対象者は106件であり、創業数は67件でございました。

そのほか、創業希望者の支援といたしまして、空き店舗対策としても有効な家賃補助を実施しており、直近3か年で延べ26件、446万4,000円をご活用いただきました。

続きまして、3番目のご質問、地域が一体となったこれからの中小企業支援についてお答えいたします。

先ほども述べさせていただきましたクーポン券事業は、地域が一体となった事業の一つであります。

昨年度実施いたしました岐南町生活者応援クーポン事業では、加盟店舗数98件、総額5,158万4,000円の使用がございました。個人消費の押し上げ効果だけでなく、クーポン券をきっかけに地域の魅力が再確認され、継続的な消費増加につながるものと考えます。

町は、今後も地域が一体となった中小企業支援を行ってまいります。

具体的な中小企業支援策は現在検討中でございますが、町民、商工業者のニーズに

合った魅力ある施策の実施を考えております。

議員ご提案の中小企業振興に向けた新たな部署の設置につきましては、本業務の重要性を十分認識しておりますが、引き続き経済環境課が業務を担わせていただきます。

小規模事業は、働き盛りの方、子育てをしながら働いておられる方や高齢者、障害者など多くの雇用を支える地域の重要な役割がございます。

また、町内の若者やUターン、Iターン人材の雇用は、定住化、町の活性につながります。

今後も岐南町の中小企業に対し継続的な支援に努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） それでは3つ目、安心で安全な生活を実現するまちづくりについてということで、1つ、防災倉庫建て替え及び駐車場整備事業について……。

○議長（櫻井 明君） 発言時間の制限を超えましたので、ここで質問を終了してください。

○4番（村山博司君） はい、終わります。

○議長（櫻井 明君） 時間内に質問されたことについてだけお答えするというものですので、しばらくお待ちください。

〔「質問していないで答弁ないよ」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 1つあったので。

〔「何の質問をしたいの」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご説明申し上げます。

についてこれから質問するということがあったので、具体的な質問内容に入っていないということでお答えはできないということです。またそれを求めることもできないということになっておりますので、村山議員の質問時間はこれで終わります。

次に参ります。

ここで暫時休憩いたします。2時5分まで休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく3点、分割形式にて質問をさせていただきます。

まず1つ目になりますけれども、行政が住民と共に汗をかく自治体3.0のまちづくりへということで、いろんなまちづくりの活動については、今、岐南町におきましては、自治会を主体にして取組がなされています。ただ、そのことによって自治会への依存度が非常に高いということで、自治会のほうからも負担がすごく大きいということが言われております。そうした課題についてどう取り組むかというのをまず最初にお答えをいただきたいと思います。

そもそも自治会というのは、その字のとおり、自ら治める会、自分たちでその課題について取り組むということが主になります。自治会の結成される構成員となる方たちというのは、あくまでもそこに住んでいる住民の皆さんであって、何か目的を持って集まったわけではなくて、いわゆる単なる地縁団体という位置づけです。なので、特定の目的をその自治会に持たせて、まちづくりの一翼を担っていただくということを行政のほうから依頼すること自体にそもそも無理があるんじゃないかなと。

そのことについて、今後、自治の担い手が減っていく、人口減少、少子高齢化ということが言われてますけれども、自治の担い手が減っていく中で、自治会主体のまちづくりの限界についてどう捉えているのかをお答えいただきたいと思います。

その中で、じゃあどうすればいいのかというと、それぞれのやりたいこととか、ボランティアで取り組まれていることというのが、その中、自治会の会員の中でも個々にはあると思います。そうした方たちの同じ目的、同じやりがいを持った人たちが集まってできた団体、いわゆるボランティア団体というのをしっかり育てていって、そうした方たちが地域での課題というもの、それから町全体の課題というものに取り組んでいただけるような形というのが理想ではないか。

いわゆるここで自治体3.0ということを言っていますけれども、これまでの行政サービスの競争をしていくような自治体2.0の形から、新しい行政と住民が共に汗をかくような自治体3.0の自治体に進んでいく、そのためにはこうしたボランティアの団体ややりがいを育てていくような仕組みをつくっていくことが必要ではないかな。そうした支援体制の強化についてどう考えているか、お答えいただきたいと思います。

そして、最後、4つ目になりますけれども、今現状で自治会絆づくり交付金というのがございます。これは元松原町長の時代に始まってもう十何年たってきたわけなんですけれども、そもそも絆という言葉、これは東日本大震災のときに人と人とのつながりを持って地域の課題とかに取り組んでいく。ボランティアで避難所運営とか、そういった課題についてやっていくというところで、絆というところと言われていたん

ですけれども、そもそもこの絆という漢字「きずな」という読み方以外に「ほだし」という読み方もあります。それぞれの意味を辞書で調べていきますと、まず「きずな」というのは馬、犬、鷹などをつなぎ留める綱、転じて断とうにも断ち切れない人の結びつきという意味があります。「ほだし」という意味は、自由を束縛するもの。馬の足にかけて歩けないようにする縄というその名のとおりですね。もともとはそんなにいい意味ではなかったんですよ。

それが東日本大震災のときに、割とポジティブな感じで広まって、今当たり前に使われるようになったわけなんです。現状は当初の始めた絆づくりの目的は、十何年やって達成したのではないかと。次のステージに向けて、この絆づくりの交付金の在り方そのものを抜本的に見直して、先ほど申し上げたとおり、ボランティア団体がしっかりと活躍できるような形にシフトしていくことを考えてはどうかということでお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員の1項目め、行政が住民と共に汗をかく自治体3.0のまちづくりへの1番目のご質問、自治会への依存度が高過ぎて負担が多い課題にどう取り組むかについてお答えいたします。

自治会への依存度につきましては、地域活動、高齢者や子供への見守り活動、行政だけではカバーしきれない部分について自治会へ頼っている部分も多くあり、自治会の負担が増加していることは認識しております。

また、自治会の在り方検討会においても、自治会の負担軽減をテーマとした議論は度々行われており、少しずつではありますが、負担軽減に向けて取り組んでいるところでございます。その結果として、自治会の負担軽減につながっているのではないかと考えておりますが、自治会にとっては役員の業務など負担を感じている部分がまだまだあると思われます。つきましては、その負担感を少しでも取り除くことができるよう、自治会としての意見をすくい上げ、自治会として負担を感じている部分を確認し、改善できるかの検討を行うなど、課題の解決に向けて取り組んでまいります。

続きまして、2番目のご質問、自治会主体のまちづくりの限界をどう捉えているかにお答えいたします。

自治会につきましては、地域の発展や地域課題の解決に日々取り組んでおり、様々なイベント活動を通じた地域住民の交流の場の提供や地域の防災体制の整備など、まちづくりを担う存在として活動していただいております。一方で、自治会は多くの場合、ボランティアや限られた資源を利用して活動しており、活動する人材についても自治会の活動を担う若い世代が不足し、一部の限られた住民が活動していることで持

続的な運営が難しくなることもあります。また、近年においては、自治会加入率の低下や地域コミュニティへの関心が薄れていることで、自治会活動への住民の参加意欲が低下していることも自治会主体のまちづくりを行う上での課題として取り上げられています。自治会主体のまちづくりの明確な限界は分かりませんが、様々な要因から限界が近づいてくる可能性があり、自治会の負担を少しでも軽減するためにも、行政と自治会が協働してまちづくりを進めてまいります。

続きまして、3番目のご質問、やりがい育てる仕組みづくりと支援体制の強化についてお答えいたします。

自治会への支援につきましては、絆づくり交付金事業として活動した事業に対して交付金を交付するなど、様々な支援をしております。しかし、自治会にとっては絆づくり交付金事業を活用した事業に負担を感じており、やりがいにつながっていない場合もあるため、やりがいにつながる仕組みづくりや支援体制の整備が大事であると認識しております。

また、地域活動につきましては、自治会のみにとどまらず、様々な地域活動をする団体に活発に活動していただきたいと考えております。そのため、意欲のある団体が活発に活動していただけるよう、自治会だけでなく、地域で活動している団体や法人などを含めた様々な団体の方々がやりがいを持って活動していただくためにも交付金制度や人的支援などを検討し、やりがい育てるための仕組みづくりや支援体制の整備を進めてまいります。

続きまして、4番目のご質問、次のステージに向けた絆づくり交付金の見直しについてお答えいたします。

自治会絆づくり交付金事業の対象となる事業につきましては、総会の経費、役員手当など、自治会を運営する経常経費に対して交付する運営事業、地域での交流を深める事業、環境美化事業など、運営事業以外の事業で自治会内の連携が図られ、地域の連帯感が深まり、自治会が自主的に活動する事業に対して交付する絆づくり事業があります。

また、自治会絆づくり交付金事業につきましては、平成23年に制度が開始し、13年を経過したところでございます。これまでも絆づくり交付金事業を活用し、自治会で様々な事業を計画して活動していただいておりますが、交付金をもらうために事業を行わなければならないと感じている自治会があるなど、絆づくり交付金事業の制度が自治会の役員の負担になっているのではないかと懸念している部分もございます。一方で、交付金をうまく活用して活発に事業を行っている自治会もあります。

今後につきましては、絆づくり交付金事業の見直しも含め、慎重に絆づくり交付金

事業の在り方を検討してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、今の答弁に対して再質問をさせていただきたいと思います。

答弁の中で、自治会主体のまちづくりの限界をどう捉えているかというところで、自治会主体のまちづくりの明確な限界は分かりませんが、様々な要因から限界が近づいてくる可能性があり、自治会の負担を少しでも軽減するためにも、行政と自治会が協働してまちづくりを進めてまいりますというちょっとよく分からない答弁がありました。負担を軽減するために行政と自治会が協働してまちづくりを進めていきますという全く真逆の話をしているんですね。

さっきも少し話をした内容は、自治会の絆づくり交付金というのは、これまでごくそれぞれの自治会の活動というのを活発にしてきた側面はあります。ただ、その絆という漢字の意味と同じく、行政が自治会の活動を縛る事業となってしまうのか。

本来やりたいことがある人たちがいたとして、例えばうちの自治会、中食西の自治会と中食東の自治会、隣り合った自治会の中で、例えば高齢者の見守りをやりたいという方が中食西にいたとします。東のほうにもいたとします。そうした人たちが一つの団体をつくって、高齢者の見守りに特化した事業をやろうとしたときに、今の絆づくり交付金の制度だと中食西の自治会と東の自治会、それぞれにじゃあ絆づくり交付金の申請をしなければならない。そうすると、自治会長はその事業をやるということになったときには、自治会の行事として何かやらないかんというような感じになってしまって、じゃあちょっとやめておこうかとなったりとか、やるにしたとしても、自治会の役員たちがそれを手伝わなきゃいけないというような雰囲気になっていきますよね。

そうではなくて、そうした人たちが団体をつくってそうした活動ができるようにするためには、やはりその自治会を通さなくてもしっかりと活動ができるような仕組みというのが必要なのではないでしょうか。そういった意味も含めて、自治会というのはあくまでも単なる地縁団体という形で、地域内での必要な最小限な課題というのを住民相互の協力によって取り組む以上のその役割を求めることにはやはり無理があるんじゃないかと。

なので、奈良県生駒市の小紫市長が提言している自治体3.0というようなまちづくりの方針を大きく変えてやっていくことについてどう考えているか、お答えをいただ

きたいと思います。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 加藤議員の1項目め、行政が住民と共に汗をかく自治体3.0のまちづくりへの3番目のご質問、やりがい育てる仕組みづくりと支援体制の強化についての再質問にお答えをいたします。

奈良県生駒市が取り組まれている自治体3.0のまちづくりは、行政主導のまちづくり自治体2.0から住民と行政が共につくり上げる協働のまちづくりを進めていく取組になります。

本町におきましても、岐南町第6次総合計画の基本計画の中で、施策の方向性として、まちづくりの推進に向けて、行政と住民、関係団体などと協働でまちづくりを推進し、実践していくことを定めております。

しかしながら、議員ご指摘のように、現状、本町のまちづくりが自治会頼みになっていることは否めません。今後、複雑化、多様化する町の課題を解決していくためには、自治会に依存するのではなく、住民が自主的に地域活動を行う団体、ボランティア団体、事業者などの様々な団体にまちづくりに関わっていただき支援することで、自治会の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

そのためにも、自治会以外の各団体が活発に活動をしていただけますよう、交付金等を含めた様々な支援体制の整備を検討することで、やりがいや高い意欲を持つ団体をつくり上げていき、その結果として、行政と各団体が協働してまちづくりを進めていけるようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

次に2項目め、SNSを活用した情報発信とブランディングについて質問をさせていただきます。

今現状、町の広報媒体、「マイタウンぎなん」の広報紙、それからホームページ、それ以外にもSNS等々を使って様々なツールで情報を発信しております。

今、本当にSNS、各個人がスマホを持つようになって、情報というのが非常にたくさんあふれてきました。あふれてきたがゆえに、その中でも本当に有益な情報というのを見極めて、正しい目で判断していくということが求められる時代になってきた中で、町としての情報の発信の仕方というものも大事になってきております。

そうした中で、今現在、SNS、インスタグラム、それからLINE、ユーチューブかな、この3つぐらいをたしかやっていたと思うんですけども、特にインスタグラムにつきまして、まず発信するときにコンセプト設計が明確になっているか、SN

Sの世界ではただ単に日記的な感じ情報を発信して、リア充を自慢するような方々もたくさん見える中で、ビジネスのツールとして使われる方もたくさん見えます。そうしたSNSの運用について、SNSマーケティングという形でいろんなやり方があるわけなんですけれども、そのSNSマーケの中で、一番最初に大事になってくるのがこのコンセプト設計。自分がこの情報を発信するときにどういった情報を発信するのか、それをどういった人に向けて発信するのか、そしてその人たちにどういう行動をしてほしいのかということがはっきりした上で、それに合った形で情報を発信していくというのが非常に大事になってきます。

さきの東京都知事選挙におきましても、広島県の安芸高田市長の石丸さんがSNSを使った情報発信によって、当選はできませんでしたが大躍進をしたというようなこともあって、これからSNSの使い方によっては非常に大きな力を発揮していく。安芸高田市長時代にもそうしたSNS、マスコミも含めた情報発信の仕方が非常にうまくいったことによって、安芸高田市のふるさと納税の金額がその期間物すごく増えたよというような効果もあったりとか。

なので、まず最初にコンセプト設計が明確になっているかということをお尋ねします。

次に、エンゲージメントを意識した運用がなされているかということで、SNSの中では、昔はフォロワーの数が大事だったんですけれども、今はフォロワーの数よりもエンゲージメントというのが大事になってきます。エンゲージメントというのは、その投稿した内容についての反響の割合ですね。どれだけいいねがついたかとか、どれだけ保存されたかとか、どれだけシェアされたかとか、そういった数が大事になってきます。フォロワーの数が幾ら多くても、そのエンゲージメントが低い状態だとあまり拡散されない。逆にフォロワーの数が少なくても、エンゲージメントが高い投稿であれば、フォローしてない人のところにもお勧めとして表示されたりして、物すごく拡散をしていく。いわゆるバズるという状態になるわけなんですけれども、そうしたエンゲージメントを意識した運用がなされているかどうかをお尋ねします。

次に3つ目、フィードとリール投稿の使い分けはどのようにしているかということで、かつてはフィード、いわゆる映える写真とかそういったものを載せて反響率を高めていたというようなところもあったんですけれども、InstagramのAIが発達しまして、アルゴリズムの解析方法が変わって、今はそうしたフィードよりも長く見てもらいたい、Instagramも長く使ってもらいたいというところで、リールというショート動画、短い動画を中心に運用がなされることによって拡散されやすくなっていくというような運用方法自体も変わってきています。

そうしたアルゴリズムの変化にも対応していかなければならないというのがこのSNS運用の難しいところではありますけれども、フィードとリール投稿の使い分けはどのようにしてみえるのか、お尋ねいたします。

次に4つ目、他の媒体や施策への誘導をする導線はしっかり確保されているかどうかをお尋ねします。

一番最初に申し上げたとおり、SNSを活用して情報を発信する最終的な目的は、ビジネスの世界でいうとマネタイズ、いわゆる商品売るところになってくるわけですね。行政でいうところのマネタイズというところは、やはりさっきも少し話を出しましたが、ふるさと納税で寄附をしてもらったりとか、何かイベントをやるときにお客さんとして来てもらうとか、何かの講座をやるときでもそこに参加者として来てもらうとか、そうした具体的な明確な着地点、ゴールがあって、そこに向けてどうやってこの見ている人を導いていくかというのが必要になってくるわけなんですけれども、ホームページとか、マイタウンとかそういった他の媒体や施策へ誘導する導線はしっかり確保されているかどうか、お答えいただきたいと思います。

そして最後、5つ目ですけれども、SNS運用というのは今申し上げたとおり、非常に運用の手法としては難しい部分もありますので、それは職員だけで全てやっていこうとするとなかなか労力もかかるし、大変な作業になってきます。ですので、お隣の笠松町なんかも、つい先日だったと思いますけれども、外部委託をすることを予算化して、事業者の募集などもされていたようです。そうしたSNS運用について外部に委託すること、それからそれと併せて職員の情報発信のスキルアップというものについてやっていかなければいけません、その点についてどうお考えになられているか、お答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員の2項目め、SNSを活用した情報発信とブランディングについての1番目のご質問、コンセプト設計は明確になっているかについてお答えいたします。

SNSにおけるコンセプト設計とは、SNS投稿における基本的な概念や考え方のことをいい、コンセプト設計がなされ、SNS投稿を担当する職員全員が正しく認識することにより方向性のぶれや内容の不一致が起こることなく、投稿の一貫性を保つことができるものです。特にInstagramのユーザーにおいては、特定のテーマやコンセプトに引かれやすいという傾向があるため、コンセプトの明確な設計は運用の方針を明確にし、結果としてフォロワーの獲得などにつながるものとされております。

現在、本町におけるSNSの活用状況につきましては、LINE、Instagram、

ユーチューブの3つのメディアを岐南町公式SNSとして運用しております。公式SNSにつきましては、令和5年度に策定した岐南町ソーシャルメディアガイドラインに基づいて運用しておりますが、岐南町ソーシャルメディアガイドラインには、個々のSNSごとに運用規程を定めており、その中に記載された活用目的やコンテンツ作成のルールに沿って職員による投稿がなされております。担当する職員がガイドラインによる共通認識を持って投稿を行っており、例えばインスタグラムであれば、町の魅力発信を主な投稿内容とするなど、ガイドラインで示されたSNSごとに得意とする目的に即した投稿内容となっているため、発信内容の一貫性は保たれており、一定程度のコンセプト設計はできているものと認識しております。

しかしながら、ガイドラインでは詳細なコンセプトまで明記がなく、例えばコンテンツのデザインなどについては一部担当者の主観による部分もあることから、今後より一層のフォロワー数の獲得など、SNSの利用を広めていくためには、さらにしっかりとしたコンセプト設計が必要になっていくため、コンセプト設計の見直しや具体化も検討していきたいと考えています。

2番目のご質問、エンゲージメントを意識した運用がなされているかについてお答えします。

エンゲージメントは、もともとマーケティングにおいて企業と顧客の結びつきを表すことをいい、SNSにおけるエンゲージメントとは、いいね、リポストといった投稿に対する反応のことを表します。エンゲージメントは、投稿コンテンツに対するユーザーの関心度や興味の強さを示す重要な指標であるため、SNSの運用において、フォロワー数と並び重要な成果指標となっています。中でもインスタグラムはエンゲージメントを重要視していると言われており、エンゲージメントの高い投稿はフォロワーに表示されやすくなったり、発見タブやハッシュタグによる露出が増え、フォロワー外のユーザーが見られる機会が増えることも期待でき、結果的にフォロワーの獲得につながる可能性が高まります。

エンゲージメントを高めるための手法と呼ばれているものは幾つかありますが、一般的に言われているのはターゲットの明確化です。現在のインスタグラムの投稿については、ガイドラインでインスタグラムの得意分野と位置づけている魅力発信のうち、インナープロモーションとして町内の飲食店の紹介を中心に行うことで、潜在的に人気の高いグルメユーザーをターゲットにしております。また、コンテンツと関連のあるハッシュタグのみつけるといった手法も取り入れており、部分的にはエンゲージメントを意識した運用をしております。その結果、指標であるエンゲージメント率は平均5%を超え、ストーリーズの閲覧率も20%を超えているため、一定程度の成果は出

ているものと認識しています。

しかしながら、エンゲージメント率はフォロワー数が少ないと高くなる傾向にあることや、自治体の公式SNSには特定のファン層の獲得ではなく、万人に広く知らしめるという目的もあり、エンゲージメントという指標と同時にフォロワー数も重要な指標になります。エンゲージメントを高めることは結果的にフォロワー数の増加にもつながりますが、エンゲージメントを高めることだけにこだわらず、幅広い層に見てもらえるコンテンツ作成を目指して、手法や内容を検討していきたいと思っています。

3番目のご質問、フィードとリール投稿の使い分けはどのようにしているかについてお答えいたします。

インスタグラムの主要な投稿形式として、画像をメインとして投稿するフィード投稿とショート動画を用いて投稿するリール投稿の2つがございます。

フィード投稿は、画像をメインとして投稿するため、絵や文字として情報を分かりやすく伝えることが可能です。基本的に静止画ですので、複数枚の投稿をユーザー自身のペースで内容を確認できるため、情報を正しく伝えていきたいときなどに活用される形式ですが、一方で投稿の内容が分かりづらかったり、有益性や共感、興味を感じる部分が薄かったりすると、最後まで見てもらえないという特徴もあります。

リール投稿はショート動画であり、スマホの画面をスクロールするとすると簡単に次の動画が再生されることから、見ているユーザーはじっくり動画を探すのではなく、ちょっとした空き時間でも気軽に見ることができます。リール投稿はユーザーニーズが高いだけでなく、フィード投稿に比べ拡散力が高く、フォロワー外にも届きやすいことから、現在はリール投稿に勢いがありますが、一方で動画作成にはフィード投稿の画像と比較し、かなり時間がかかることがデメリットとして挙げられます。どちらの投稿がよいというものではなく、委員ご質問のとおり目的に応じた使い分けが重要になります。

岐南町公式Instagramにおいては、現状では岐南町のInstagramを認知していない潜在層へのアピールが必要と考えており、非フォロワー層への拡散力の高いリール投稿を基本として投稿しているため、フィード投稿の割合は少なく、使い分けをあまりしていない状況です。しかしながら、現在投稿の主となっているリール投稿につきましては、先ほどデメリットでも申し上げた動画作成に係る作業工数が多いことから、工数がかかることによる投稿頻度の低下が問題として挙げられます。作成工数については、職員のスキル向上や動画作成を支援するアプリの導入などによる改善も見込めますが、そもそもそれぞれの投稿の特性が異なるため、例えばリール投稿とリール投稿の間にフィード投稿を挟むことにより更新頻度を上げるなど、投稿内容や

投稿タイミングから最適な投稿形式や投稿スケジュールを今後は検討していきたいと考えております。

4 番目のご質問、ほかの媒体や施策へと誘導する導線は確保されているかについてお答えいたします。

SNSを中心としたウェブマーケティングにおいての導線は、ユーザーにたどってほしい経路のことを表すため、行政機関においてはウェブサイトがユーザーに認知され、行政サービスを利用していただくまでの一連の流れのことになります。

岐南町ソーシャルメディアガイドラインにおいて、ホームページは最も多く情報が掲載でき、多くの人に閲覧されることから、発信する情報は基本的にホームページに掲載することとされており、情報発信の中心となる媒体と位置づけられています。最終的にホームページの当該ページにたどり着いていただき、町の施策を知っていただいたり、行政サービスに申し込んでいただくことが導線の出口になります。また、まずは岐南町のことを知っていただくことが導線の入り口となるため、入り口として利用される代表的な媒体がSNSになります。

公式SNSのうち、LINEについてはフォロワー数も最も多く、また投稿内容も行政サービスの情報発信として使用されることも多いため、LINEからの導線は確保されていると認識しております。しかしながら、インスタグラムとユーチューブについては、当面はフォロワー数を増やすことを目的とし、発信内容は特定テーマを基本としていることから、導線の確保という点ではLINEに及ばないため、今後は動線の入り口としての活用ができないかという視点からも投稿内容の検討を進めていきたいと考えております。

5 番目のご質問、SNS運用の外部委託と職員の情報発信スキルアップをどう考えているかについてお答えいたします。

SNSの投稿のうちLINEについては、町民及び町政に関わる関係者へ迅速な情報発信を行うため、各所属において配信を管理しております。

インスタグラムとユーチューブについては、ユーザー層が若年層であること、動画作成など投稿コンテンツの作成に一定以上のスキルが必要なことや統一感を持ったコンテンツの作成が求められることから、若手職員を中心とした横断的な組織としてSNSプロジェクトを立ち上げており、プロジェクトメンバーによる投稿が基本となっております。

SNSプロジェクトでは、プロジェクトメンバーがSNS関連の研修を受講し、プロジェクトでの横展開などにより、職員の情報発信スキルの底上げを図っております。しかしながら、SNSの運用については、より効果の高い配信を実施するためには、

現在のプロジェクトメンバーによる対応だけではスキル面だけでなく、人的リソースなどの問題もあるため、外部委託についてもSNSプロジェクトにおいて検討を始めております。規模の大きい自治体を中心に既に外部委託を実施している自治体もありますが、昨今、コンテンツ発信者向けの手法などの育成事務を提案させることを委託内容に盛り込んだり、職員以外の発信者を募集するなど、情報発信の委託だけにとどまらない事例もあります。そういった先進自治体の事例を参考にしつつ、現在のコンテンツの何が問題で、どの点が職員で担うのが難しいのかを整理し、委託が必要な業務と職員が担うべき業務を見極めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

ただいまの答弁について再質問をさせていただきます。

運用の方法については、ある程度決められた中でやっているというのはよく分かりました。

目標として掲げている部分が、今の段階ではフォロワー数というところを追っているのかなという感じがするんですが、あまりフォロワーを追っても今もう意味はないかなというのを具体的に申し上げますと、例えば1万人のフォロワーがいます。何か投稿をしました。そのときに1%の人が例えばいいねを押してくれた。そうすると、いいねを押してくれた人の数は100人です。片一方で1,000人のフォロワーがいます。10%の人がいいねを押してくれました。いいねを押してくれた人の数は100人で、さっきのアカウントと同じです。じゃあどっちがフォローしていない人に広がるかというと、1,000人のフォロワーの10%がいいねしてくれた投稿のほうが爆発的に拡散力があるわけですね。さっきの投稿の10倍ぐらい拡散していくわけです。そうすると、あまり反響のないフォロワー、要は昔でいうといいね回りとかフォロー回りをしてフォロワーを増やすということをよくやっていたんですけど、そういうことをするよりは、しっかりと日々こつこつ投稿をした内容に興味・関心を持ってもらって常に見ていたいというファンを増やしていくということに尽力していかれるほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

そうしたSNS運用の難しさというのは、これも今こうだから来年どうかというところじゃないかもしれないという、すごく動きが速い中で、これからコンセプト設計も含めたSNS運用というところでいくと、せっかくやるからには最終的にはマネタイズというところを意識した運用がされていくと、より税金の使い方としてはいいわけですし、様々な施策もそうしたことで住民がより広く利用してもらえたりとか、協力してもらえたりとかという形になっていくと、行政効果も高くなっていくというこ

とからすると、単なる広報媒体というところから一歩抜け出して、より効果的に事業を進めていくための手段として、外部委託と共に広報を専門に取り扱う部署であるとか、職員配置について考えていく必要があると思いますが、その点についてどうお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 加藤議員の再質問についてお答えをいたします。

SNSにおけるマネタイズとは、一般的にサービスやコンテンツを提供し、利用者から課金や会費などの収益を得ることをいいます。これを行政に置き換えた場合、岐南町にふるさと納税をしてもらう、岐南町に移住をしてもらう、行政サービスを利用してもらうなど、様々な目的が考えられます。

この目的に応じたSNSの運用をしていくためには、相応のスキルやノウハウが必要になりますが、職員のみで運用する場合、効果的な運用方法を試行錯誤したり、SNS運用に関する知識を学ぶ必要があることから、成果を出すまでに非常に時間がかかります。外部に委託した場合、専門スキルやノウハウを持つ業者による対応となることから、効果的かつ定期的なSNS投稿を実現することは可能ではありますが、一方で職員に対してノウハウやスキルが蓄積されにくいというデメリットもあります。委託の内容によっては、SNS運用を内部の担当者で行うためのサポートや育成業務を行うサービスもありますが、一方で提案されたノウハウやスキルを蓄積できる体制というの併せて必要になります。

今後は、SNSを含めた広報を専門に取り扱う部署の立ち上げも選択肢の1つとして、外部委託の必要性だけではなく、委託の範囲も検討した上で、機構改革や職員配置も含めて総合的に判断していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

最後、3つ目の質問に移らせていただきます。

育休退園問題から見る子育て支援の課題ということで、ちょっといつだったか忘れましたけれども、ちょっと前の新聞の記事に育休退園の廃止に動く自治体が多いというような記事が出ていました。岐阜県内42市町村中、たしか11市町村が、まだ育休退園廃止にはなっていないよというような現状だったと思います。

要は、42市町村のうち11町村を除いた31自治体がそうした育休退園の廃止というふうに動いていることを町としてどう見ているのか、まずお答えをいただきたいと思います。

実際、今、岐南町としては、育休退園廃止ということはまだできていないわけなん

ですけれども、その育休退園に向けた考えと、まだできていないということに対しては何らかの課題があるわけですので、その課題についてお答えをいただきたいと思います。

3つ目なんですけれども、その育休退園というのは、こうした子育てを取り巻く特に保育行政を行う上での1つの問題ではあるんですけれども、大きな根本的な問題というところでは、まず保育所のニーズが高くなってきているよ、昔と比べて共働きの世帯がかなり増えてきて、ある金融機関の調査によると、8割が共働きの世帯になっているんじゃないかというぐらいに保育ニーズが高まってきました。

その一方で、少子高齢化という流れの中で、保育士の不足という問題も出てきております。ニーズが高くなってくると、その一方で、こっちのほうで保育士が足りないというところで、しっかりとした定員を受け入れる状態がしっかり保てていないという現状の中で、安定した保育というのを実施するためにできることは何だろうか、そこをまずしっかり考えていく必要があるのではないかと、というところで、まず保育士の待遇改善に対する支援策があるか、どのようなことをしているのか、お答えをいただきたいと思います。

そして、共働き世帯の増加に伴って保育ニーズが高まっているというところもありますけれども、町のいわゆる未満児保育の部分は、特に民営化する前におきましては、各小学校区に1か所ずつ、それぞれ定員、たしか6名ぐらいの、町内でも18人とか20人ぐらいの規模だったと思います。それを民営化して、岐南さくら保育園が未満児専門の保育園としてできたときには90人の定員になりました。そんなにいいのかというような話も当時少しはあったんですけど、実際は90人すぐに埋まってしまって足りなくなって、園舎を建てて130人にしました。もう一つの豊誠会のほうでも未満児の施設を建てて、そして2つですね、事業所でもそこもいっぱいになってきたよといった現状の中で、特に未満児の部分についてのニーズというのが高くなってきている。

ただ、その当時の考え方と、また今の考え方の部分で、若干その中の構成とかも変わってきた中で、特にゼロ歳児とか1歳児、特に小さい子供の部分のニーズが高くなってきたときに、その当時の考え方で建てられた施設とか、改修された施設の中でも使いにくい部分とか使えない部分があって、そうした子供たちをしっかり受け入れようと思うと、さらなる施設の改修であるとか、増築であるとか、そういったことも必要になってくるわけなんですけれども、そうした保育ニーズに対応する施設整備の考えというのはあるのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 加藤議員の3項目めのご質問の1番目の育休退園廃止に動く自治体が多いことをどう見ているか。

2番目の育休退園廃止に向けた考えと課題はあるかにつきましては関連しておりますので、併せてお答えのほうをいたします。

育児休業の退園廃止に動く自治体が多い中、本町におきましても、育児休業の退園廃止につきましては、育児休業中の子育て世帯の負担軽減につながることで大変重要な課題と受け止めております。しかしながら、国の育児休業中の保育の原則的な考えは、次年度に就業を控える子供の発達環境上の変化に留意する必要がある場合、また保護者の健康状態やその子供の発達上の環境の変化が好ましくないと考える場合など、保育認定の要件としております。

育児休業は、育児のためにその期間の休業が認められている制度であることから、基本的に保育認定の要件に当たらないとされており、本町においては、共働きや独り親家庭の増加、育児休業明けで職場復帰される母親が増えるなどの社会的背景もあり、育児休業の継続保育を認めることは定員に空きがある保育施設に限られている現段階におきましては、難しいと言わざるを得ません。

いずれにいたしましても、今後、他市町村の動向をさらに注視し、利点や課題を精査し、本町の保育需要を勘案して町内保育施設と連携を図りながら、子育て世帯にとってよりよい保育となるよう努めてまいります。

3番目のご質問、安定した保育を実施するための保育士の待遇改善についての支援についてお答えいたします。

現在、本町の安定した保育を実施するために、町から保育施設に対し、保育士確保サポート奨励金、年度途中受入促進事業補助金、待機児童解消促進事業補助金といった補助金を交付しております。

保育士確保サポート奨励金は、新たに保育士を6か月以上雇用し、その年度の3月初日まで引き続き雇用した保育施設に対し、保育士一人当たり15万円を補助するもので、町の独自事業として実施のほうをしております。また、年度途中受入促進事業補助金は、未満児を年度の途中から受け入れをするために、年度当初から保育士を配置していた保育士施設に人件費の一部を補助するものです。補助の対象となる保育士は1人で、本事業におきましては岐阜県の事業となっております。

待機児童解消促進事業補助金は、年度途中受入促進事業補助金を補完するもので、補助の対象となる保育士を6人としており、町の独自事業として実施のほうをしております。

町といたしましては、これらの補助金以外にも補助制度を整備しておりますが、今

後、保育施設からの要望がございましたら、実施の可否も含め、適宜検討のほうをしてまいります。

4番目のご質問、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズに対応する施設整備の考えはについてお答えのほうをいたします。

当町といたしましては、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズに応じていくためには、まず人口の推移を踏まえ、どのくらいの保育の確保量が要るかを図りながら、現状可能な保育の確保量を各保育施設と合わせながら、将来を見据えた協議、見直しをした上で、必要である施設整備のほうを行っていきたいと考えております。

今後、各保育施設へのアンケートによる確保量の把握並びに協議のほうを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

最後、再質問をさせていただきます。

現状はよく分かりました。保育士の待遇改善に対する支援も、特に年度途中受入促進事業補助金、県の事業で保育士1人、年度の途中で受け入れるために保育士を配置していた人の人件費を補助するもので、それからそれに合わせて待機児童解消促進事業補助金ということで、町単独の事業として保育士6人が同じ補完するものとしてやっているという話でした。

じゃあこれで保育士不足分が解消されるんじゃないかというふうなことなんですけど、保育士不足と一言で片づけるのはすごく簡単なんですよ。ただ、この保育所を運営していく上で、最低基準というのを満たしていればそれでいいのかというと、今現状はそうじゃない現状になっているんですね。

例えばゼロ歳児でいくと、3人に1人だったかな、保育士が必要です。年度の途中で、例えば10人、ゼロ歳児が入園希望がありましたというと3人に1人なので、10人に対して4人の保育士が必要になってくると。じゃあその保育士、まだ生まれていない子供なので、いつ生まれるか分からない状態で、その4人を待機させておくことに対しての経営上のリスクという部分とか、そういったものも考えていかなければならないし、例えば1歳児であれば6人に1人だったかな、そういった配置基準があったとして、じゃあ6人に1人をその1人の先生で最低基準で見ていけばいいかというと、1歳ぐらいになると子供は歩き始めるので、6人が同じ場所にいないんですよ。あっち行ったりこっち行ったりしたときに、1人の先生でじゃあ同じ方向にいない子供たちが見られるかというと、そうすると2人目、3人目とかという先生が6人に対しても必要になってくるよ。

あとは配慮の必要な子供、要は発育の遅れであるとか障害があったりとか、そういった子たちに対しても先生が余分に必要になってくるよという社会的な要因とかも含めた中で、保育士の先生の数自体は、恐らくその最低基準だけで見れば、定員の数をしっかり受け入れるだけの先生の数はいらんだらうとは思いますが、現状、安全・安心な保育を運営していく中での難しさというところがそこにあるのではないかな。

じゃあ、そうした状況の中で、今ある定員をしっかり確保した上で、保育が行政を保っていくために何をしなきゃいけないかというところ、役場の仕事というのは、この保育の部分に関しては定員管理というところになってくるわけです。じゃあ、どうやったらこの保育所がその必要な定員、要はニーズに対してちゃんと応えられるだけの先生を用意できるのか、またそうした設備が確保できるのかということと、どっちが上とか下とかということでもなしに、対等の立場でしっかりと話ができるようなコミュニケーションというのをしていかなければいけないんですが、この数年、役場とその事業者の情報共有とかコミュニケーションがうまく取れていなかったんじゃないかな。その結果、必要な施策がなされずに、今現状、保育ニーズに応えられていないというところだと思いますので、今後はアンケートや協議を進めるというふうにありますけれども、定員管理という町本来の役割がしっかり果たせるように、最大限の努力をしていきたいと思っておりますけれども、その考えについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 加藤議員の3項目め、育休退園の問題から見る子育ての支援課題の再質問、保育士不足の問題と町の考えについてにお答えのほうをいたします。

保育士が不足しているかの認識につきましては、各保育施設によりその捉え方は様々かと推測されますが、議員が言われる安全な保育を行うために、最低基準以上の保育士が必要であるといった実情から、基準以上の保育士の配置が必要な現場もあるかと思われまいます。これまで町では保育士不足の対策の一助として、3番目のご質問でお答えしましたとおり、安定した保育を実施するため、保育施設に対し各補助金のほうを交付してまいりました。現在も当町としましては、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズに応えていくため、各保育施設へのアンケート並びに協議を進めることにより、より適切な定員管理ができるよう最大限の努力をしていく所存でございます。以上でございます。



散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日 9 月 20 日 午前 10 時 より 会議を開きます。

午後 3 時 0 0 分 散会

_____ ◇ _____
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

松 本 暁 大

岐南町議会議員

三 宅 祐 司